

本定例会に付議された議案件名

- 議案第2号 平成19年度宝達志水町一般会計予算
- 議案第3号 平成19年度宝達志水町国民健康保険特別会計予算
- 議案第4号 平成19年度宝達志水町老人保健特別会計予算
- 議案第5号 平成19年度宝達志水町介護保険特別会計予算
- 議案第6号 平成19年度宝達志水町国民健康保険直営診療所特別会計予算
- 議案第7号 平成19年度宝達志水町ケーブルテレビ事業特別会計予算
- 議案第8号 平成19年度宝達志水町水道事業会計予算
- 議案第9号 平成19年度宝達志水町下水道事業会計予算
- 議案第10号 平成19年度国民健康保険志雄病院事業会計予算
- 議案第11号 平成18年度宝達志水町一般会計補正予算(第6号)
- 議案第12号 平成18年度宝達志水町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- 議案第13号 平成18年度宝達志水町介護保険特別会計補正予算(第2号)
- 議案第14号 平成18年度宝達志水町国民健康保険直営診療所特別会計補正予算(第2号)
- 議案第15号 平成18年度宝達志水町下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 議案第16号 平成18年度宝達志水町水道事業会計補正予算(第2号)
- 議案第17号 平成18年度宝達志水町下水道事業会計補正予算(第3号)
- 議案第18号 宝達志水町常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第19号 宝達志水町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第20号 宝達志水町一般職の職員の給与の特例に関する条例について
- 議案第21号 宝達志水町副町長の定数を定める条例について
- 議案第22号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について
- 議案第23号 宝達志水町公共施設統廃合検討委員会設置条例について
- 議案第24号 宝達志水町手数料条例の一部を改正する条例について
- 議案第25号 羽咋郡市広域圏事務組合規約の変更について

- 議案第26号 石川県町村議会議員公務災害補償組合規約の変更について
- 議案第27号 石川県市町村職員退職手当組合規約の変更について
- 議案第28号 第1次宝達志水町総合計画基本構想について
- 議案第29号 宝達志水町ケーブルテレビ事業特別会計条例について
- 議案第30号 宝達志水町ケーブルテレビ施設整備基金条例の一部を改正する条例について
- 議案第31号 宝達志水町若者等バックアップ条例の一部を改正する条例について
- 議案第32号 宝達志水町環境保全条例について
- 議案第33号 石川県市町村消防賞じゅつ金組合規約の変更について
- 議案第34号 石川県市町村消防団員等公務災害補償等組合規約の変更について
- 議案第35号 宝達志水町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 議案第36号 子浦川水防事務組合規約の変更について
- 議案第37号 宝達志水町下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第38号 宝達志水町公共下水道条例の一部を改正する条例について
- 議案第39号 宝達志水町下水道事業特別会計条例を廃止する条例について
- 議案第40号 宝達志水町下水道等関連事業経営安定化基金条例を廃止する条例について
- 議案第41号 宝達志水町国民健康保険志雄病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 報告第2号 専決処分の報告について
専決第1号 平成18年度宝達志水町一般会計補正予算(第5号)
- 報告第3号 専決処分の報告について
専決第2号 平成18年度宝達志水町水道事業会計補正予算(第1号)
- 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

平成19年3月8日（木曜日）

出席議員

1 番	萩山恭子	8 番	守田幸則
2 番	柴田捷	9 番	北本俊一
3 番	津田勤	10 番	中川信夫
4 番	中谷浩之	11 番	金田之治
5 番	川崎與一	12 番	小島昌治
6 番	岡野茂	13 番	北信幸
7 番	林一郎	14 番	近岡義治

欠席議員

なし

説明のため議場に出席した者の職氏名

町長	中野茂一
助役	中江映
収入役	齊藤喜久治
教育長	田畑武正
総務課長	北山茂夫
情報推進室長	高下良博
企画財政課長	中村清康
住民課長	田中外志治
税務課長	太田永作
環境安全課長	田村淳一
健康福祉課長	柏崎三代治
農林水産課長	藤本和善
建設課長	土上猛
上下水道課長	上井信昭

学校教育課長 松田正晴
生涯学習課長 源大恵
会計課長 米谷勇喜
志雄病院事務局長 山本実

議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 議案第2号 平成19年度宝達志水町一般会計予算
- 日程第5 議案第3号 平成19年度宝達志水町国民健康保険特別会計予算
- 日程第6 議案第4号 平成19年度宝達志水町老人保健特別会計予算
- 日程第7 議案第5号 平成19年度宝達志水町介護保険特別会計予算
- 日程第8 議案第6号 平成19年度宝達志水町国民健康保険直営診療所特別会計予算
- 日程第9 議案第7号 平成19年度宝達志水町ケーブルテレビ事業特別会計予算
- 日程第10 議案第8号 平成19年度宝達志水町水道事業会計予算
- 日程第11 議案第9号 平成19年度宝達志水町下水道事業会計予算
- 日程第12 議案第10号 平成19年度国民健康保険志雄病院事業会計予算
- 日程第13 議案第11号 平成18年度宝達志水町一般会計補正予算（第6号）
- 日程第14 議案第12号 平成18年度宝達志水町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第15 議案第13号 平成18年度宝達志水町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第16 議案第14号 平成18年度宝達志水町国民健康保険直営診療所特別会計補正予算（第2号）
- 日程第17 議案第15号 平成18年度宝達志水町下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第18 議案第16号 平成18年度宝達志水町水道事業会計補正予算（第2号）

		号)
日程第19	議案第17号	平成18年度宝達志水町下水道事業会計補正予算(第3号)
日程第20	議案第18号	宝達志水町常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
日程第21	議案第19号	宝達志水町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について
日程第22	議案第20号	宝達志水町一般職の職員の給与の特例に関する条例について
日程第23	議案第21号	宝達志水町副町長の定数を定める条例について
日程第24	議案第22号	地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について
日程第25	議案第23号	宝達志水町公共施設統廃合検討委員会設置条例について
日程第26	議案第24号	宝達志水町手数料条例の一部を改正する条例について
日程第27	議案第25号	羽咋郡市広域圏事務組合理約の変更について
日程第28	議案第26号	石川県町村議会議員公務災害補償組合理約の変更について
日程第29	議案第27号	石川縣市町村職員退職手当組合理約の変更について
日程第30	議案第28号	第1次宝達志水町総合計画基本構想について
日程第31	議案第29号	宝達志水町ケーブルテレビ事業特別会計条例について
日程第32	議案第30号	宝達志水町ケーブルテレビ施設整備基金条例の一部を改正する条例について
日程第33	議案第31号	宝達志水町若者等バックアップ条例の一部を改正する条例について
日程第34	議案第32号	宝達志水町環境保全条例について
日程第35	議案第33号	石川縣市町村消防賞じゅつ金組合理約の変更について
日程第36	議案第34号	石川縣市町村消防団員等公務災害補償等組合理約の変更について
日程第37	議案第35号	宝達志水町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

について

- 日程第38 議案第36号 子浦川水防事務組合理約の変更について
- 日程第39 議案第37号 宝達志水町下水道事業の設置等に関する条例の一部を
改正する条例について
- 日程第40 議案第38号 宝達志水町公共下水道条例の一部を改正する条例につ
いて
- 日程第41 議案第39号 宝達志水町下水道事業特別会計条例を廃止する条例に
ついて
- 日程第42 議案第40号 宝達志水町下水道等関連事業経営安定化基金条例を廃
止する条例について
- 日程第43 議案第41号 宝達志水町国民健康保険志雄病院事業の設置等に関す
る条例の一部を改正する条例について
- 日程第44 報告第2号 専決処分の報告について
専決第1号 平成18年度宝達志水町一般会計補正予算
(第5号)
- 日程第45 報告第3号 専決処分の報告について
専決第2号 平成18年度宝達志水町水道事業会計補正
予算(第1号)
- 日程第46 議案に対する質疑
- 日程第47 町政一般についての質問
- 日程第48 議案の委員会付託

開会・開議

議長（近岡義治君） ただいまから平成19年第1回宝達志水町議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は14名であります。よって、地方自治法第113条に規定する定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

会議録署名議員の指名

議長（近岡義治君） それでは、日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、宝達志水町議会会議規則第120条の規定によって、8番 守田幸則君、9番 北本俊一君を指名いたします。

会期の決定

議長（近岡義治君） 次に、日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は本日から3月19日までの12日間にしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

議長（近岡義治君） 御異議ないものと認めます。したがって、会期は本日から3月19日までの12日間に決定いたしました。

諸般の報告

議長（近岡義治君） 次に、日程第3 諸般の報告を行います。

本会議の説明員の職、氏名及び諸般の報告は、お手元に配付のとおりであります。

これで諸般の報告を終わります。

町長提出議案の上程・説明

議長（近岡義治君） これより、本日町長から提出のありました議案第2号 平成19年度宝達志水町一般会計予算から報告第3号 専決処分の報告について、専決第2号 平成

18年度宝達志水町水道事業会計補正予算（第1号）までを一括して議題といたします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長 中野茂一君。

〔町長 中野茂一君 登壇〕

町長（中野茂一君） 皆さん、おはようございます。本日、ここに平成19年第1回宝達志水町議会定例会を御招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては、公私とも御多忙の折にもかかわらず御応招を賜り、心からお礼を申し上げます。

さて、ことしの冬は、昨年と違い雪も少なく、穏やかな冬でありましたが、ここにきて急に雪を模様した天候に変わってきたわけでございます。今のところ、除雪に係る経費もほとんどかからず、また雪による災害も殊さらなわけでございますけれども、この雪も何とかおさまり、私ども町民の生命・財産を預かる立場として、災害のないことを皆さんとともに願っていきたいと思います。

さて、本町を取り巻く諸情勢は極めて厳しいということをまず冒頭に申し上げ、早速提案理由の説明に入りたいと思います。

今定例会には平成19年度予算関係9件、平成18年度補正予算関係7件、補正予算専決に係る報告2件、条例及びその他の案件24件を提出いたしておりますが、初めに、議員各位には、本町が置かれている厳しい財政状況について御説明申し上げ、御理解を賜りたいと存じます。

まず、今の地方財政状況は、地方税収入や地方交付税の原資となる国税収入が回復傾向にあると言われておりますが、しかし、公債費が高い水準で推移していることや、社会保障関係経費が自然増となっていることから、依然としてほとんどの自治体では大幅な財源不足が生じるものと見込まれております。

平成19年度の地方財政計画には、地方税と地方交付税との一般財源総額は、前年度と同水準以上が確保されておりますが、これは、大都市など一部の自治体の財政が好転しているためであり、本町のような財政基盤の脆弱な自治体においては大変厳しい状況には何ら変わりはありません。

この大変厳しい状況の中、本町はと申しますと、平成17年3月に合併し、「サービスは高く、負担は低く」という合併方針のもと、町民の負託にこたえ、これまでの2カ年、合併関連の事業に取り組んでまいったことから、ここにきて、旧町時代の蓄えもほとんどなくなってしまうました。

この蓄え、すなわち財政調整基金を初めとする各種基金につきましては、平成16年度末にはおよそ16億5,000万円ありましたが、先ほど申し上げました合併関連経費に充てられたことから、平成19年度末には約7,800万円ばかりとなる見通しで、このことはもはや本町に蓄えはないに等しいと言える状態であります。

このように平成19年度は何とか予算を編成することができましたが、底をついた基金、公債費の大幅な増加により、極めて厳しい財政状況は今後数年続くことが予想されることから、平成20年以降の予算編成が大変に困難な状況となっています。

しかし、本町の苦しい財政事情ばかり申し上げると、町民の皆様方には合併は一体何だったんだとの批判が噴出するのは当然のことであろうかと思えます。

確かに、合併の本来の目的は確固とした財政基盤の確立を目指すことでありますが、その効果は直ちにあらわれるものではなく、今後、施設の統廃合を初めとする行財政改革の推進により10年あるいは15年という長い年月を経た後であらわれると考えております。

このことから、私は新しいまちづくりの基礎づくりのため、これまでの2年間、合併関連事業に取り組んできました。いわゆる旧町のしがらみをなくすことに力を注いでまいりました。そして、ここにきて、町民同士の融和も図られ、基礎が固まったと感じております。

しかし、裸一貫になったことも事実であることから、新しいまちづくりのため、体力を蓄えなければなりません。私はその目安を今後の3年間とし、何が何でも忍の一字で耐え抜いていくものであります。そして、その努力が実を結ぶことにより、合併後半の5年間で真のまちづくりに取り組めると信じております。

すなわち、ここ3年が我慢のときであり、今ここで我慢しなければ、宝達志水町の将来はなく、行き着く先は財政破綻という厳しい現実のみが待ち受けていると言っても過言ではありません。

改めて申し上げますが、今がまさにまちづくりの正念場であります。10年後の宝達志水町が小さくてもきらりと光る町となるように、まずはこの1年、町民の皆さんの御理解と御協力を得ながら、町執行部と議会が力を合わせ、まちづくりに取り組むことが必要であると考えておりますので、議員各位には今後とも御指導、御支援を賜りますよう切にお願い申し上げます。

それでは、議案第2号 平成19年度宝達志水町一般会計予算から議案第10号 平成19年度国民健康保険志雄病院事業会計予算までの各会計予算に関する9件の議案について御説

明申し上げます。

まず、主な編成方針であります。経常経費のうち、物件費は平成18年度当初予算以上に大幅な削減を図ったものであります。

また、投資的経費と言われるいわゆる社会資本の整備事業は、合併前後に相次いで大型事業を実施したことから、新年度はここで小休止し、今後の財政計画を見直す意味からも大幅に削減いたしております。

しかしながら、事業の見直しや削減ばかりでは今後のまちづくりに夢は持てません。今後、財政の健全化の確保に留意しながら、平成19年度を初年度とし、今後10年間の宝達志水町のまちづくりの指針となる第1次宝達志水町総合計画に基づき、重点事業を絞り込み、鋭意、まちづくりに取り組むものであります。そこで、平成19年度の予算を新たなまちづくりへの第一歩と位置づけ、10年後の宝達志水町を見据え、行財政改革を断行していくものであります。

その内容といたしましては、まず、公共施設の統廃合の検討、人件費の縮減、町債の大幅な抑制、投資的経費の大幅な削減など、行財政改革のさらなる推進により財政再建に向けた取り組み。次に、ケーブルテレビの加入促進、上下水道の整備促進、道路網の整備促進などによる生活環境の整備。そして、子育て支援政策の充実、拡充、介護保険制度の安定的な運営と高齢者・障害者サービス、巡回バスの羽咋市との相互乗り入れを初めデマンドタクシーの拡充による福祉の充実。さらには、企業誘致、農業基盤整備などによる地域産業の充実に取り組むものであります。

このことから、平成19年度の予算規模を一般会計では68億3,700万円と定めるとともに、5つの特別会計及び3つの事業会計を含む9つの会計の総額を155億3,004万1,000円とするものであります。

それでは、今回、御提案いたしました全9会計を通して当初予算に盛り込みました主な政策について、第1次宝達志水町総合計画基本構想の体系別に従い、順次御説明いたします。

まず、第1点目として、総合的なまちづくりの推進についてであります。

個々の魅力ある地域をさらに魅力あるものとするため、町内の連携や交流を促進し、一体的・総合的に発展する地域づくりに努めるものであります。

続いて、情報格差の是正及び今後のまちづくりに欠かすことのできない情報通信基盤整備として重点的に取り組んでまいりましたケーブルテレビ事業については、第2期分の工

リアも工事も終了したことから、今後さらに、さくらチャンネルのさらなる充実を図るなど、行政情報の発信に努めるため、特別会計を新たに設置するものであります。

また、地域の活性化に資するため、引き続きYOSAKOIソーラン日本海本祭に対しまして助成を行うことといたしております。

第2点目には、生活環境の整備についてであります。

社会・経済情勢を踏まえ、人口増に向けての住宅奨励金制度を初め、公共交通機関の利便性の向上を図るため、巡回バスの羽咋市との相互乗り入れ、デマンドタクシーの増便を図るなど、住民ニーズを踏まえ、より効率的な運行を図ることができるよう、再編を進めるものであります。

次に、自然環境の保全については、宝達山水源の森づくり事業に対し、植林の助成を行うことといたしております。

また、防災体制整備については防犯灯や街灯の整備を実施するとともに、新たに子浦川における洪水ハザードマップを作成し、地域住民の生活安全を図るものであります。

第3点目は、保健・医療・福祉の充実についてであります。

少子化対策・子育て支援は、従来の子育て支援事業と子育て支援センター事業を統合し、重点的に取り組むものであります。

その内容は、新たに子育て中の親が病気や急用などのとき、保護者にかわり、登録者の自宅などで一時的に子供を預かる保育ママ制度や、子育てに不安を抱える母親などが気軽に集える場を提供するものであります。

さらには、親同士の交流を図ることで子育てについての悩みを互いに相談したり情報交換したりして苦労を分かち合い、リフレッシュできる場を親子つどいの広場として提供することとし、子育て世代のバックアップを強く推進してまいりたいと考えております。

次に、児童手当は3歳未満の第1子、第2子に対しても拡充を図ることとしております。

また、少子化など児童を取り巻く環境が急速に変化する中、保育所の整備・統廃合などを円滑に推進し、保育サービスの充実を図るため、(仮称)保育所整備検討委員会を設け、保育所整備計画を作成することといたしております。

続いて、高齢者対策といたしましては、石川県後期高齢者医療広域連合設立の中、高齢者が安心して医療が受けられ、健康で健やかに生活ができるよう老人保健事業のきめ細かいサービスを充実してまいります。

障害者対策といたしましては、障害者自立支援法の制定により障害の種別にかかわらず、

障害者の自立支援を目的とした共通の福祉サービスを実施するものであります。

次に、介護保険制度につきましては、引き続き、町独自のきめ細かな支援策を織りまぜながら、より効果的な運営に努めるものであります。

また、国民健康保険事業の運営及び保険基盤の安定と医療費の適正を図るため、特別会計の支援を継続するものであります。

志雄病院では、自治体病院としての位置づけを生かし、保健・福祉・医療の分野を連携し、引き続き地域医療の充実を図るとともに、医療機器の整備を推進することといたしております。

押水クリニックについても、引き続き、地域の医療機関として内容の充実を図ってまいります。

第4点目として、教育・文化・スポーツの充実についてであります。

平成18年度に押水地区の小中学校体育館の耐震補強及び大規模改造事業を実施した結果、町内の小学校すべての耐震補強工事が終わり、安全で快適な教育環境の整備が整ったところであります。

引き続き、豊かな学力とたくましい心身を持ち、社会の変化に柔軟に対応できる人材を育成することとしております。

次に、中学校統合については、広く町民の意見を聞くため、仮称ではございますが、中学校統合検討委員会を設け、教育の質的向上、通学対策などについての議論を行うところであります。

続いて、歴史文化遺産の伝承では、加賀藩十村役、岡部家を、マスタープランに基づき保存・整備を行ってまいることとしております。

また、青少年が国際的視野と感覚を養い、国際交流を深め、友情の輪を広げるとともに、異なる風土と文化に触れることが新しい時代の地域づくりを担う人材育成の推進にもつながることから、引き続き、青少年の海外派遣事業を実施することといたしております。

第5点目として、産業の振興についてであります。

地域の存立基盤である農業については、生産活動だけではなく、農地の保全が防災や環境の上で重要であることを踏まえ、総合的な支援に努めることといたしております。

具体的には、中山間地域における営農支援、水田農業活性化対策、農地・水・環境保全向上対策及び土地改良事業を実施し、広域営農団地農道、圃場整備などのハード面についても所要の事業量を確保したところであります。

また、だれもが安心して働ける就労環境の整備として、企業誘致にも重点的に取り組むことといたしております。

第6点目として、都市基盤の整備についてであります。

幹線道路、生活道路の整備として、町道5路線の改良を実施してまいるところであります。

次に、下水道整備については、樋川処理区浄化センターの建設を初め、今浜処理区の管渠整備及び北川尻処理区の処理場の増設を実施するものであります。

また、下水道整備に並行して、上水道老朽管を計画的に更新し、安定的な浄水の供給に努めるものであります。

第7点目として、行財政改革の積極的な推進についてであります。

むだを省き、効率的でかつ町民のニーズに沿った公共施設の配置・運営を行うため、宝達志水町公共施設統廃合計画を策定し、公共施設の統廃合を積極的に進めるものであります。

また、施設の管理体制についても、業務の一部を民間に委託し、民間の創意工夫、運営能力、質の高いサービスなどを活用し、効率的な管理運営を行い、経費の縮減を図るものであります。

以上が平成19年度当初予算に盛り込みました政策の大綱であります。

その結果、柱であります一般会計の規模は昨年度に比べ16.9%の減としたところであります。

一般会計の歳入面では、町税を、課税客体の適正な把握のもと、地域経済動向、定率減税の廃止及び税源移譲により14.8%増と見込み、地方交付税では平成19年度地方財政計画に基づき、本町の特殊財政事情及び前年実績を勘案し、前年度比0.7%減と見込んでおります。

なお、町債については、今後増加する公債費の縮減を進めるため、前年度比70.9%減と定め、合併特例債など財源補てん措置が見込まれる、良質なものを発行していく方針であります。

この結果、地方債依存度は7.3%となり、前年度の20.9%と比べ大幅に縮減したところであります。

一方、性質別歳出では、人件費で給与の縮減及び退職者数の増により11%の減、扶助費は児童手当の拡充などにより3.8%の増、公債費は5.5%の増となることから、義務的経費

の歳出総額に占める割合は前年度より7ポイント上昇し、47.6%となっております。

投資的経費は大型事業の終了及び町債の抑制に努めた結果、76.1%の減となったところであります。

続いて、特別会計のうち国民健康保険特別会計にあっては、その予算規模を14億4,681万3,000円とし、被保険者数を5,285人、世帯数を2,732戸と見込み、医療制度改革の中、国民健康保険財政の安定化のため、さらなる生活習慣予防対策の強化あるいはメタボリックシンドロームに対する保健事業や国保ヘルスアップ事業の推進、レセプト点検事業の充実などに積極的に取り組み、医療費の適正化に努めるものであります。

次に、老人保健特別会計では、その予算規模を19億7,179万2,000円とし、対象者数を2,415人と見込み、医療給付費及び医療支給費については1人当たり78万4,000円と見込んだところであります。

次に、介護保険特別会計では、その予算規模を13億3,699万1,000円とするものであります。

介護保険制度は、平成12年4月の施行以来、ことしで8年目を迎えておりますが、この間の介護サービスの利用者は当初に比べ、在宅・施設合わせて7割増加しております。こうした中、我が国においては本格的な高齢者社会の到来を控え、全般的な制度見直しを行い、平成18年4月からは介護予防サービスの強化などを柱とする改正介護保険制度が実施されております。

本町においても、平成18年度から平成20年度までの第3期介護保険事業計画の2年目に当たり、より長期的な視点とより広い視野から高齢者施策を推進し、住みなれた地域で安心して暮らせるよう、健康づくりや生きがいづくりなど、介護予防にも重点を置いた事業に取り組んでまいります。

次に、国民健康保険直営診療所特別会計では、その予算規模を6,662万円とし、保健・医療・福祉の一体となったサービスを提供することにより、地域に密着した国民健康保険直営診療所として、より積極的に取り組むものであります。

平成19年度、新たに設けましたケーブルテレビ事業特別会計は、その予算規模を9,077万2,000円としております。

生活基盤の向上を目指して取り組んでまいりましたケーブルテレビ事業では、平成17年度から平成18年度までの2カ年で町内全域にケーブルテレビ網を整備いたしました。

今後、住民サービスのより一層の向上を図るために、自主放送のさくらチャンネルによ

る行政情報のほか、コミュニティー番組の提供といたしましてインターネットサービス事業にも取り組んでまいります。

水道事業会計では、平成19年度の業務予定量を、給水戸数4,770戸とし、年間総給水量を141万7,000立方メートル、1日平均給水量を4,300立方メートルと見込むものであります。主な建設改良事業は、今浜、麦生、小川、柳瀬、両敷浪地区の老朽管更新事業及び小川、荻島、見砂、走入、所司原、散田地内の配水設備事業であります。

その結果、収益的収入は3億3,850万5,000円、収益的支出を3億8,491万6,000円とし、資本的収入については2億356万4,000円、資本的支出は3億4,664万4,000円とするものであります。

なお、収入が支出に対して不足する額1億4,308万円は、過年度分及び当年度分損益勘定留保資金で補てんするものであります。

次に、下水道事業会計では、平成18年度まで下水道事業特別会計で行っていた志雄地区を平成19年度下水道事業会計に統合したことで事業量、事業費が増額しております。このことから、平成19年度の業務予定量を、農業集落排水事業では排水戸数910戸、年間総処理水量29万9,300立方メートルと見込むものであります。

また、公共下水道事業では、排水戸数を2,350戸、年間総処理水量75万9,200立方メートル、浄化槽事業を52戸と見込むものであります。その結果、収益的収入は6億6,662万2,000円、収益的支出は6億5,137万6,000円となり、1,524万6,000円の利益を見込むものであります。

また、資本的収入8億6,604万3,000円に対し、資本的支出11億2,910万6,000円となり、収入が支出に対して不足する額、2億6,306万3,000円は、過年度分及び当年度分損益勘定留保資金で補てんするものであります。

なお、下水道事業は、地方公営企業として独立採算制のもとで事業運営することになっております。このことから、加入率を高め、経営の健全化、あるいは効率化を推進し、経営基盤の強化をさらに図ってまいりたいと存じます。

次に、国民健康保険志雄病院事業会計では、平成19年度の業務の予定量を、病床数100床、年間入院患者数3万2,940人、年間外来患者数5万6,444人とするものであります。

主な建設改良事業といたしましては、医療機械器具などの購入及び附帯施設整備事業に係る経費を計上するものであります。

その結果、収益的収入・支出で11億5,825万6,000円、資本的収入で4,528万9,000円、支

出で1億975万5,000円とするものであります。

続いて、平成18年度補正予算関係について御説明いたします。

まず、議案第11号 平成18年度宝達志水町一般会計補正予算(第6号)についてであります。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億4,004万円を減額し、総額をそれぞれ86億6,024万4,000円とするものであります。

繰越明許費の後期高齢者医療制度システム開発・改修事業については、国の補正予算による追加によるものであります。システム開発・改修が年度内に終わらない見込みであり、また、ふるさと農道、道路整備については、用地交渉のおくれにより、そして広域営農団地農道整備負担金、現年林業施設災害復旧事業については、残土処分先を決めるのに不測の日数を要したため、年度内には終わらない見込みであることから、新たに予算として定めるものであります。

次に、地方債の補正については、平成18年度対象事業費の調整と財源調整を図るため、所要の更正を行うものであります。

歳入歳出予算のうち歳入にあっては、調定の実績及び事業費の確定などに伴う特定財源の更正が主なものであります。

なお、寄附金は、岡部英孝氏、宮田博文氏からの篤志を目的に沿った形で大切に活用させていただくものであります。

次に、歳出予算の補正内容は、人件費を初め、事業の実績により精算するものがほとんどであります。

それでは、新たに追加計上いたします主なものについて、順次、御説明申し上げます。

まず、総務費は、前年度の剰余金の一部を財政調整基金、そしてケーブルテレビ施設の整備を図るための基金としてそれぞれ追加計上するものであります。

次に、民生費は、平成20年4月からスタートする後期高齢者医療制度の準備に伴う国保・介護保険特別会計への繰出金、保育所施設の修繕など保育機能の維持を図るため所要の経費を追加計上するものであります。

衛生費は、後期高齢者医療制度準備に伴う経費を追加計上するものであります。

農林水産費については、広域営農団地農道整備事業に係る負担金について追加計上するものであります。

土木費は、長者川にかかる橋梁かけかえ事業の負担金、千里浜海岸保全・利活用推進協

議会の負担金を追加計上するものであります。

教育費は、平成19年度、相見小学校において1クラスふえることによる必要物品などの購入経費、また体育施設については早急に改善を行うための経費を追加計上するものであります。

続いて、議案第12号 平成18年度宝達志水町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてであります。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,253万4,000円を増額し、総額をそれぞれ15億5,048万3,000円とするものであります。

歳出につきましては、後期高齢者医療制度創設に伴うシステム改修の所要経費を計上し、医療費の増加に伴う退職被保険者療養給付費、一般被保険者高額療養費、高額医療費共同事業医療費拠出金などを追加するものであり、また、事業変更に伴う保険財政共同安定化事業拠出金を減額するものであります。

歳入につきましては、これら歳出に充てるため、高額医療費共同事業負担金、一般会計繰入金、基金繰入金などを計上いたしております。

次に、議案第13号 平成18年度宝達志水町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,311万7,000円を増額し、総額をそれぞれ12億8,877万1,000円とするものであります。

歳出につきましては、介護保険制度改正に伴う電算システム改修費、地域支援事業交付金要綱に基づく科目更正及び地域包括支援センターの開設に伴う職員人件費などを追加計上するものであります。

歳入につきましては、これら歳出に充てるため、国庫支出金、繰入金などを計上いたしております。

次に、議案第14号 平成18年度宝達志水町国民健康保険直営診療所特別会計補正予算（第2号）についてであります。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ12万5,000円を増額し、総額をそれぞれ7,148万1,000円とするものであります。

歳出につきましては、職員手当を追加計上するものであります。

歳入につきましては、これら歳出に充てるため、手数料を計上いたしております。

次に、議案第15号 平成18年度宝達志水町下水道事業特別会計補正予算（第2号）につ

いてであります。

今回の補正は、事業精算見込みにより、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6,170万5,000円を減額し、総額をそれぞれ8億6,569万1,000円とするものであります。

次に、議案第16号 平成18年度宝達志水町水道事業会計補正予算（第2号）についてであります。

今回の補正は、資本的収入のうち企業債を8,200万円、出資金1,310万円をそれぞれ減額し、補助金に210万円を、工事負担金に241万4,000円をそれぞれ追加するもので、いずれも精算見込みによるものであります。

また、資本的支出では、建設改良費の精算見込みにより7,900万円を減額するものであります。

次に、議案第17号 平成18年度宝達志水町下水道事業会計補正予算（第3号）についてであります。

今回の補正は、事業精算見込みにより収益的収入を4億4,448万7,000円、収益的支出を4億1,530万7,000円とし、また、資本的収入を1億2,794万円、資本的支出を3億254万8,000円とするものであります。

続いて、専決処分承認2件について御説明いたします。

まず、報告第2号 平成18年度宝達志水町一般会計補正予算（第5号）についてであります。今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ131万1,000円を増額したものであります。

内容は、石川県海区漁業調整委員会委員補欠選挙にかかわる執行経費を追加計上したものであります。財源となります歳入予算では、県支出金を充てるものであります。

次に、報告第3号 平成18年度宝達志水町水道事業会計補正予算（第1号）についてであります。

今回の補正は、収益的支出で53万円を組み替え補正するものであります。その内訳は、総係費の委託費を決算見込みにより53万円減額し、給料に35万8,000円、手当に5万4,000円、法定福利費に11万8,000円をそれぞれ追加計上するものであります。

続いて、議案第18号は、宝達志水町常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例であります。

これは、町特別職報酬等審議会の答申に基づき、町長、助役及び収入役の給与を改正するものであります。

次に、議案第19号 宝達志水町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例については、町長、助役及び収入役の給与の改正に準じ、教育長の給与の改正を行うものであります。

議案第20号は、宝達志水町一般職の職員の給与の特例に関する条例についてであります。

行財政改革や職員定数の適正化に取り組む中において、本町の財政状況はなお厳しく、自治体としての自主性を維持するためには後のない状況となってきたことから、町財政の健全化に資するため職員の給与の削減を行うものであります。

次に、議案第21号 宝達志水町副町長の定数を定める条例については、地方自治法の一部が改正され、市町村の助役にかえて副町長を置くこととなり、またその定数は条例で定めることとなったことを受け、本町の副町長の定数を1人と定めるものであります。

次に、議案第22号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例については、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を一括して行うためのものであります。

議案第23号は、宝達志水町公共施設統廃合検討委員会設置条例についてであります。

これは、町行財政改革大綱の趣旨にのっとり、むだを省き、効率的でかつ町民のニーズに沿った公共施設の配置・運営を行うための統廃合を積極的に推進するため、宝達志水町公共施設統廃合検討委員会を設置するものであります。

議案第24号は、宝達志水町手数料条例の一部を改正する条例についてであります。

今回、戸籍や税関係などの各種証明書などの発行に係る手数料について、町行財政改革大綱の趣旨にのっとり、受益者負担の適正化を図るため見直しを行うものであります。

続いて、議案第25号から議案第27号までの3件の組合規約の変更については、地方自治法の一部が改正され、収入役制度の見直しなどが行われたことにより、それぞれの組合規約を変更するものであります。

その内容といたしましては、それぞれの組合において、これまでの収入役にかわり会計管理者を置くものであります。

次に、議案第28号は、今年度、第1次宝達志水町総合計画基本構想を定めるため、議会の議決を求めるものであります。

議案第29号は、宝達志水町ケーブルテレビ事業特別会計条例についてであります。

これまで、ケーブルテレビ施設整備事業は、一般会計の中で事業を推進してきておりましたが、平成19年度からの本格的な運用に伴い、事業の円滑な運営と経理の適正化を図っ

ていくため、特別会計を設置するものであります。

次に、議案第30号 宝達志水町ケーブルテレビ施設整備基金条例の一部を改正する条例については、宝達志水町ケーブルテレビ事業特別会計の設置に伴い、宝達志水町ケーブルテレビ施設整備基金を一般会計から特別会計に移すものであります。

議案第31号は、宝達志水町若者等定住バックアップ条例の一部を改正する条例についてであります。

これは、児童手当の制度改正により、平成19年4月から満3歳までの児童に対する手当の額が一律1万円に増額されることを受け、育児奨励金の見直しを図るものであります。

次に、議案第32号 宝達志水町環境保全条例については、本町の良好な環境の保全と創造についての基本原則及び必要事項を定めるものであります。

その趣旨といたしましては、町、町民等の責務を明確にし、環境施策を総合的かつ計画的に推進することで、町民の健康で文化的な生活を確保するというものであります。

続いて、議案第33号及び議案第34号の2件の組合規約の変更については、さきにも御説明いたしましたように、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、それぞれの組合規約を変更するものであります。

議案第35号は、宝達志水町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてであります。

これは、地方税法の一部改正に伴い、本町の国民健康保険税条例に定める介護納付金賦課限度額を8万円から9万円に改めるものであります。

次に、議案第36号 子浦川水防事務組合規約の変更については、これも地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、子浦川防災ダム土地改良区が邑知潟土地改良区子浦川防災溜池管理区に名称変更したことにより、組合規約を変更するもので、これまでの助役にかわり副組合長を、収入役にかわり会計管理者を置くものであります。

次に、議案第37号 宝達志水町下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例については、下水道事業の経営の健全性を確保するとともに経営基盤の強化を図るため、下水道事業特別会計を下水道事業会計に吸収合併し、会計を統一するものであります。

次に、議案第38号 宝達志水町公共下水道条例の一部を改正する条例については、下水道法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、宝達志水町公共下水道条例の一部を改正するものであります。

続いて、議案第39号及び議案第40号の2件については、下水道事業会計の統一により、

宝達志水町下水道事業特別会計条例と宝達志水町下水道等関連事業経営安定化基金条例をそれぞれ廃止するものであります。

次に、議案第41号 宝達志水町国民健康保険志雄病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例については、健康保険法及び老人保健法などの一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

以上、議案の提出理由を申し上げましたが、何とぞ慎重なる御審議の上、適切なる御決議を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わります。

議長（近岡義治君） 提出者の提案理由の説明は終わりました。

質 疑

議長（近岡義治君） ここで、議案第1号から報告第3号に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

議長（近岡義治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

一般質問

議長（近岡義治君） 次に、一般質問を行います。

宝達志水町議会会議規則第61条第2項の規定により一般質問の通告がありましたので、発言を許します。

1番 萩山恭子君。

〔1番 萩山恭子君 登壇〕

1番（萩山恭子君） それでは、早速質問に入らせていただきます。

過疎化対策及び中山間地域の活性化について質問させていただきます。

国土交通省は2月19日、今後人が住まなくなり、消滅のおそれのある集落は全国で2,641に及ぶということを報告されました。

特に山合いなどの過疎地域は人口減少や高齢化が進み、このうち422集落が10年以内に消滅する可能性があるとも述べております。依然として過疎地の衰退に歯どめがかかっておりません。

当宝達志水町におきましても、中山間地域の過疎化、高齢化は進む一方で、現状はかな

り厳しいものがございます。65歳以上の限界集落が多く、一集落の住民だけでは支え切れない実情に何かと将来に不安と危機感を感じておられます。

例えば、道路愛護の件一つにつきましても、高齢化による若手不足と過疎化による人手不足のダブルパンチにより作業労働の負担は年々増すばかりで、自助努力によって集落の生活環境を守ることすら困難な状況になっております。

また、若手の農業担い手不足により、私有林間伐の手入れ不足や耕作放棄が増加しております。このことによって土壌は悪質となり、水源涵養機能は低下し、土砂災害のおそれも懸念されます。

さらに、地球温暖化にも拍車がかかり、現実にとしの冬が物語っておりますように、異常気象が多く発生し、良質な水やきれいな空気など自然がもたらすさまざまな恵みを享受できなくなり、社会生活全体に多大なる影響を及ぼすこととなってまいります。

当宝達志水町第1次総合計画基本構想の将来像には、「山・川・海を循環する水は本町の豊かな自然の象徴であり、人々の生活を支える最も大切な資源であるということ、自然の恵みである水の恩恵を享受するため、山林・田園・海辺の保全、再生、豊かな住環境の整備、中山間地域の活性化や農業の振興など豊かな自然環境を大切にしまちづくりを進めます」という文言が書かれております。そして、この将来像を実現するべく、まちづくりの柱の一つとして、みんなで支え合う共生のまちづくりということを設定されておりますとおり、環境保全には前向きな姿勢で臨んでおられることと存じます。

ただ、さらなる環境保全には、この中山間地域の集落の過疎化、衰退、消滅の危機は里や町、海辺へと関連し合い、町全体の危機につながるものであることを再認識し、同時に中山間地域に住む人が田地畑を耕作し、山や森林を手入れすることも自然環境保全に大きく貢献しているということを町全体の宝として理解していただきたく、今、中山間地域が抱えている問題に行政と町民が協力し合う共生のまちづくり体制を早急に整えていく必要があると思われます。

しかしながら、当宝達志水町の19年度の財政力はかなり厳しい現実と伺っております。ですからこそ、なおさら、長きにわたり支援でき得る体制を整えることが、今、地方自治に望まれる新たな課題であり、知恵の見せどころでもあると思われます。

そこで、町長に3点お伺いいたします。

1点には、公共的・基本的な生活環境保持のため、人手不足による作業労働確保など人力を必要とされることについてのボランティア支援体制を整えることは考えられないもの

かどうかということ。また、そのためには、例えば、道路愛護などは町を2ブロックに分け、日を別にして集落を超えて支援し合える工夫はできないものか。

2点目には、山村に住む高齢者の足ともなっているデマンドタクシーの利用形態について。町政が主催する文化祭・講演など公的行事のあるときは、土・日・祝祭日にかかわらず参加できるよう運行できないものかどうか。

3点目に、中山間地域の耕作放棄した土地の活用として、野菜づくりなどに関心があり、町や都会などに住む人が気軽に農栽培を楽しめるゾーンとして、行政が主体となって働きかける事業展開はできないものかどうか質問いたします。

また、さきの質問と関連した問題として、地球温暖化防止、管内の森林整備、企業誘致の共存共栄について質問いたします。

このたび、林野庁は2月9日、国土保全や地球温暖化防止に役立つ森林の整備を進めるため、関係省庁が連携して国民運動として美しい森づくりを推進することを決定されました。

また、石川県におきましては、本年4月から導入される石川森林環境税を活用し、手入れ不足林の整理に入るとともに、森林の公益的機能に理解を深めてもらう県民参加の森づくりを推進する政策を打ち出してまいりました。

さらに、県は、間伐作業は森林所有者の負担が大きく、手入れの行き届かない森林が増加しつつあることから、低コスト化実験を行い、その結果、機械化により伐採から加工、運搬までを一元化することで所有者に利益が還元できる見通しであることも報告されました。

さて、農林課長に質問いたします。

当町に当たっては、宝達山をシンボルに森づくり活動が展開されておりますが、当町の山林7,091ヘクタールの整備状況は実際どのようなものなのでしょうか。

また、町長にお伺いいたします。

当町の基本構想、将来像にも掲げてあります豊かな自然環境を大切にしまちづくりの施策の一つとして、この森林整備に対し、19年度どう取り組んでいかれるのか。

また、木質バイオマス発電所の企業誘致により中山間地域の活性化や森林残材の利用促進、廃熱利用による農業振興を施策に掲げておられますが、この企業誘致に当たっては、この宝達志水町の自然環境保全、特に森林事業に貢献し得ることが優先されるべきと思われませんが、町長の所信をお伺いいたします。

最後の質問となりますけれども、国や県がこのように森林事業の施策を主として環境保全、地球温暖化防止活動を積極的に打ち出しておりますが、このことについては、行政の各課全体が関連し合っ、関係し合っのあらゆる取り組みが必要かと、大切かと存じます。

そこで、各担当課長へ美しい森づくりに対する各課の今後の取り組みをどのような視点を持ってなされるのかお伺いいたし、私の一般質問を終わらせていただきます。

議長（近岡義治君） 町長 中野茂一君。

〔町長 中野茂一君 登壇〕

町長（中野茂一君） それでは、1番 萩山議員の御質問にお答えさせていただきます。

今、冒頭で御質問されたとおり、我が国においては集落が存続できない消滅した集落がある、また今後も集落が消滅する危険性があるという質問でございますが、私も深刻に受けとめております。本町においても過去にやはり消滅した集落もございますし、また今後何年間でそういった日を迎える集落もございます。

こういった問題を解決するためには、総合的に、行政だけではなくして、それぞれの地区に住む方々、そしてそれぞれの集落を形成してこられた方々、また出られた方々、いろんな方面で検討しなければならない大きな問題ではないかなと思っております。

こういった大きな問題につきましては、今後やはり行政としても消滅する集落があるということになれば、それだけ、人間の体に例えれば、末端血管が途切れていくわけですので、麻痺を起こすわけです。やはりそういった問題については行政も真剣にとらえていかなければいけない大きな問題ではないかなと思います。これは一町だけではなくて周辺自治体、あるいはまた県・国とも大きなプロジェクトの中で取り組まなければならない大きな問題ではないかなと考えております。

そこで、御質問の答弁に入らせていただきます。

まず、第1点目の中山間地域の過疎化及び高齢化によるそれぞれの作業労働力の不足によりいろんな問題が生じていると。そして、道路愛護デーとかいろんな行事に支障を来している。こういった問題でボランティア的な形での作業奉仕、あるいはまた協働的な作業所ができないかという御質問でございました。

これらの質問につきましては、現在、町が道路愛護デーを一つ例にとって、道路愛護デーに取り組んでいる町の姿勢を含めて、建設課長からこの件につきまして詳細に答弁をさせたいと思いますので、御了承賜りたいと思います。

私の方から、町民の方々、特に交通弱者の方々の足であるデマンドタクシーの運行についての質問にまずお答えさせていただきます。

御承知のとおり、現在本町の交通施策の根幹であるデマンドタクシー運行事業は、平成18年度から合併いたしました押水地区にも運行範囲を拡大し、高齢者あるいはまた障害者、特に交通の配慮が必要な交通弱者に対して、その交通手段として現在、住民福祉の向上を図ることからその目的に沿って運行しております。

平成19年2月末現在では、1日当たり平均46人が利用されています。しかし、経費も莫大なものでございまして、約2,000万円余りがその運行経費にかかっており、本町といたしましても、厳しい財政の中で限られた財源をもって安定的な運行に今後も努めていかなければならないと考えております。

また、御指摘の公的行事のあるときには運行できないかとのことも踏まえて、御質問にお答えさせていただきます。

公的行事は、これはもう議員御承知のとおり、それぞれ開始時間等が決まっております。また、タクシーの台数も現在契約している台数は限られておりますことから、集中することとも予想され、1台に4人しか乗れない少人数輸送のデマンドタクシーでは配車ができない場合が往々にあると思います。

そういったことで、町民の方々にかえって迷惑をかけるようなことになることもございますので、例えば、健康まつり、敬老会などの町主催などでは、それぞれ現在、行事主管課が送迎バスを運行しております。これらをひとつ御利用していただき、町の行事に参加していただきたいと、こう思います。

また、デマンドタクシー事業は、本来は平日に家族がお勤め等で送迎できないことから始まった事業でございまして、土・日・祝日等は御家族の方や地域の方にそういった交通弱者の方々の送迎を極力お願いしていただきたいという考えから始まった事業でございまして、その辺につきましても何とぞ御理解を賜りたいと思いますし、また、これらも含めて、御質問も含めて、宝達志水町地域交通関係に関する委員会等の中でしっかりと今後の町全体の交通弱者に対する交通体系の見直しも図っていききたいと、こう思っておりますので御理解を賜りたいと思います。

次に、耕作を放棄した土地の利活用についてでございます。

山間地に点在する集落は、どこの集落、全国的に見ても高齢化が進んでいるわけでありまして、農地においては、耕作されず放置されている遊休地はもう年々ふえております。

このような耕作放棄地の解消には、それぞれいろんな工夫を、各町も各自治体も取り組んでおりますが、やはり土地の貸し出しやオーナー制の導入、受け入れ態勢の整備等の方法が考えられておる中で、さまざまな課題があるのではないかと思います。

これらの課題を解決するには、やはり行政主体では難しいものもあるわけです。行政と地域が一体となって取り組むことが必要不可欠だと思われまますので、まずはそれぞれの地域が行政と何ができるのかということもまずそれぞれの地域にもお考えいただき、行政に働きかけていただきたい。そして行政とともに一体となって取り組まなければならない問題ではないかなと思います。

そんな中でございますけれども、本町では、地域住民が一体となって都会との交流に取り組んでいる集落がございます。ただいまの質問を受けた萩山議員の集落でございます。この集落は山間地にある集落ですが、集落の過疎化や高齢化の進行が極めて深刻な集落でございます。しかしながら、村において村づくり推進協議会という協議会を立ち上げてキャンプ場の整備、伝統行事の復活、くさぎ祭りのくさぎ料理の試食会、あるいはまた朝市など、それぞれ精力的に集落が自主的に取り組んでおいでます。

そういった農家を、やはり今後もそういった地区も育てていかなければいけないし、また所司原区においては棚田を利用してのうまい所司原米を生産するため、いろいろな方策をとられております。私も知っている範囲では、竹の粉末、すなわち竹の炭の粉末、あるいはまた竹酢液を活用した無農薬栽培、こういった米を利用して町の酒造メーカーがことし所司原の酒米を使って地酒をつくと聞いておりますし、もう仕込んだと聞いております。

今後は、これらの取り組みを手本として、今ほども申し上げましたが中山間地の活性化に向けて地域住民の意思をお聞き取りして、町とやはり一体となって取り組んでいかなければいけない問題ではないかなと思っております。

あくまでも地域と町とが一体となって取り組むということで、地域主導、町協力というような形での事業展開をやらなければこのような問題が解決できないのではないかなと思っておりますので、御了承願いたいと思います。

次に、町の森林整備についてでございます。

平成19年度はどう取り組んでいるのかという御質問でございます。

大変限られた財政の中で取り組んでおるわけでございますが、本町の山林の整備状況に関連してみますと、後ほど農林水産課長の方から詳細について答弁をさせますが、それぞ

れ、山林保有者あるいはまた公社、あるいはまた町有林といったそれぞれの山林が我が町にもたくさんあるわけでございます。

これもやはりそれぞれの山林保有者の山林に対する熱意、それをやはり町との協働の中で取り組まなければ、これもなかなか行政主導型で膨大な森林の整備というものは難しいと思いますので、森林組合あるいはまた森林農家、あるいはまた森林を所有されている方々以外の森林に携わる方々の意見等も集約しながら町行政として進めていかなければならない問題だと思っております。

現在の取り組みについて、後ほど農林水産課長の方から答弁をさせます。

もう1点、私には木質バイオマス発電の企業誘致に当たっての関連質問があったわけでございます。

宝達志水町の自然環境保全、特に森林事業に貢献することが何よりも優先されるべきだと思うがということでございまして、もちろん私もそう思っております。

本町の森林面積が町全体の60%という膨大な面積でございますし、自然環境に恵まれるといえばそれなりの景観もあるわけでございますけれども、やはり我が町には能登最高峰である宝達山という宝の山も有しておることから、まずはやはり森林を守る森林事業等を今後とも確実に推進していかなければいけないと考えております。

そこで、今回誘致を進めておりますバイオマス発電施設につきましては後ほど質問がありますので、この施設関係については詳しくその質問にお答えさせていただきたいと思いますが、先月議員の皆さん方、視察を実施していただきました。やまがたグリーンパワーをごらんいただいたかと思えます。木質チップである生木のみを原料とした発電施設でありました。残念ながら当日は運転されていなかったものの、山形県内の山林整備の一役を担っている施設であるという認識を持って帰ってきたわけでございます。

特に、我が町にとってみますと、間伐材の森林整備により発生する材料などを原料として使えば、森林の清掃とも言える事業を展開できるのではないかなと思っておりますし、また荒廃が進む里山の整備にも一役を担えるのではないかなと思っております。今後ともこういった森林整備には、バイオマスとの関連でございまして、企業と十分協議の上、事業を推進していく所存でございますので、また当町においても森林整備のみならず、石川県内外の森林整備に大きく貢献するものと考えております。

これからは、森林整備事業者との先ほど申したとおり、連携を図りながら森林事業の推進を進めてまいりたいと、こう考えておりますので、御理解を賜りたいと思えます。

また、それぞれの課長に対しての御質問もございました。それぞれの課長の答弁については、地球温暖化、環境問題について現在取り組んでいる点につきまして順次御説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。私の答弁を終わらせていただきます。

議長（近岡義治君） 環境安全課長 田村淳一君。

〔環境安全課長 田村淳一君 登壇〕

環境安全課長（田村淳一君） それでは、1番 萩山議員の森林の環境保全及び地球温暖化防止活動についての御質問にお答えをいたします。

まず、環境安全課として、美しい森づくりは自然環境保全の視点から自然と人との共生が重要であると考えております。自然豊かな本町の自然環境保全のため、町民の皆さんと協働で作り上げていくものと考えております。

本町では、その第一歩として、環境保全条例を制定し、環境保全並びに地球温暖化防止に向けた環境施策を推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（近岡義治君） 農林水産課長 藤本和善君。

〔農林水産課長 藤本和善君 登壇〕

農林水産課長（藤本和善君） それでは、萩山議員の御質問にお答えいたします。

2005年農林業センサスにおきますところの本町の山林面積は7,091ヘクタールとなっており、町の面積の約63.5%を占めております。

戦後の荒廃林の復旧等により植林が進められ、本町においては羽咋森林組合のデータでございますが、4,062ヘクタールが人工林となっております。

森林の整備状況でございますが、本町に限らず県内全域で約6割が手入れ不足の山林となっております。間伐が必要な状況であります。

今日では、木材価格の低迷による採算性の悪化、山村地域の過疎化などにより森林の雪起こし・下刈り・除伐・枝打ち・間伐などの整備が行われておらず、手入れ不足を招いております。このまま放置すれば森林は荒廃し、水源涵養などの公益機能の低下を招く原因となります。

石川県においては、手入れ不足の森林を整備し、健全な姿で次の世代に引き継ぐための方策として、いしかわ森林環境税を平成19年度から導入し、県民の皆様の御協力をいただくことといたしております。

このいしかわ森林環境税による森林づくりに私どもは期待しておるわけでございまして、

町にできるだけ多くの整備費の配分が受けられるよう、県の方へ要望していきたいと思っております。

御質問の森林整備費につきましては、平成19年度宝達志水町当初予算案において樹齢に応じた間伐事業として約25ヘクタールの補助金を計上いたしておりますが、十分な予算とは思っておりません。今後は限られた財源の中で、国・県の補助事業を取り入れ、手入れ不足の森林整備に取り組んでいきたいと考えております。御理解のほどよろしく申し上げます。

次に、森林の環境保全及び地球温暖化防止活動についての御質問についてお答えいたします。

農林水産課の取り組み状況でございますが、森林の環境保全につきましては1名の森林パトロール員を配備し、ごみの不法投棄や森林の破壊などの行為がないかなどをパトロールして、年間30日間実施いたしております。

ごみの不法投棄につきましては、発見した場合、処理を環境安全課との連携で対応いたしております。また、森林の破壊行為などを発見した場合は、県と連携で事業者に必要な措置や復旧の行為などを指示いたしております。

次に、地球温暖化防止活動についての取り組みであります。合併前の押水町において、地球温暖化の対策として平成13年6月に宝達山水源の森づくり協会を設立し、宝達山に広葉樹を植栽する活動に取り組んできました。合併により新町になりましたが、協会の方は新町に引き継がれ、今日に至っております。

広葉樹植栽のための土地につきましては、民有林を長期に無償で借り受けし、毎年秋に会員によるボランティア活動で植樹を行っているものであります。

協会の会員は、町民や県内外の有志の方々の賛同をいただきまして、18年度会員数は179名となっております。会費につきましては、個人会員で年間一口2,000円、法人会員で年間一口1万円となっております。この会費と町からの助成金をもって広葉樹の植栽活動を展開いたしております。

今後も継続して広葉樹植栽の活動を展開していきたいと思っております。

平成19年度は協会設立後7年目を迎えますが、議員の皆様にも会員となっていただき、活動への参加をお願いしたいと思います。

私たちが子孫に残せる財産は、自然環境あふれる宝達山の森を守ることであると考えております。御理解のほどよろしく願いいたします。

議長（近岡義治君） 建設課長 土上 猛君。

〔建設課長 土上 猛君 登壇〕

建設課長（土上 猛君） 1番 萩山議員さんの御質問にお答えいたします。

中山間地域の過疎化及び高齢化による作業などの労働力不足ということで、年々増していることにつきましては、確かに深刻な問題だと受けとめております。また、ボランティアによる支援体制を整えること及び道路愛護時に町をブロック分けなどにつきましても、早急には難しいと考えられます。

昨年、区長会との懇談会の席上におきましても、同じように過疎化及び高齢化による作業などの労働力不足を言われました。

町として年1回ボランティアによる道路愛護及び河川愛護を実施しておりますが、集落によっては人手不足により年5回実施している集落もございます。こうした町民の温かい気持ちを末永く維持していかなければと考えております。

そこで、19年度には、過疎化及び高齢化の進展している集落の実態を踏まえ、町職員及びシルバー人材センターへの委託などで、できる範囲での作業を行い、こうした集落の労働力不足の解消を少しでも図りたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

議長（近岡義治君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 松田正晴君 登壇〕

学校教育課長（松田正晴君） 1番 萩山議員の森林の環境保全及び地球温暖化防止活動についての御質問にお答えいたします。

学校教育の関係では、現在、樋川小学校が平成17年11月に県のいしかわ学校版環境ISOに認定され、環境にやさしい学校づくりに現在取り組んでおります。

具体的には、児童の環境に対する意識づけを高めながら節電・節水あるいはごみの減量化などを実践し、その結果を毎年、県知事に報告する事業でございます。

理科や家庭科における知識教育にあわせて、今後このような実践的な活動を町内各小中学校にも広げて、二酸化炭素の削減など地球温暖化防止策について児童生徒の意識をさらに高めてまいりたいと考えております。

地球温暖化は、将来的にはもっと深刻な問題になります。さらに、大きな防止活動が学校を含めた地域で展開されるよう、植栽など森林の緑化を含めた環境教育にさらに力を入れて、町の美しい森づくり事業をみんなの手で作り上げていければというふうに考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

議長（近岡義治君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 源 大恵君 登壇〕

生涯学習課長（源 大恵君） 同じく、萩山議員の森林の環境保全及び地球温暖化防止活動についての御質問にお答えをいたします。

生涯学習課といたしましては、地球温暖化対策として重視されている美しい森づくりについては、教育の場においては積極的に取り組んでいかなければならないというふうに考えております。

本生涯学習課の事業といたしましては、毎年、小・中・高校が連携をいたしまして、宝達山クリーン登山遠足を行っております。そのときは、児童生徒が町の象徴である宝達山に登りながら、清掃活動を一齐に行っているというところでございます。

また、18年度より参天製薬株式会社からの御支援をいただきまして、環境教育の一環として、宝達山の裏側に位置する母水キャンプ場跡地において、現在、それまで荒地となっていたことと、子浦川の水源地、樽見が滝の上部に位置することから、町内2中学校1年生と宝達高校1年生による記念植樹として、コナラの苗木を植樹したところでございます。

これにつきましては、環境への意識向上を図ることを目的にいたしまして、継続的な広葉樹の森づくり事業として進めていきたいと考えております。

以上でございます。

議長（近岡義治君） 次に、2番 柴田 捷君。

〔2番 柴田 捷君 登壇〕

2番（柴田 捷君） 2番 柴田でございます。

宝達志水町議会が新たなスタートを切り、1年生議員として何もわからない中で先輩議員を初め多くの方々の御指導をいただき、一般質問に立たせていただきます。

そこで、私は5点について中野町長にお尋ねをいたします。

まず、行政改革についてお尋ねをいたします。

昨年、町民を対象とした町政懇談会におきまして、宝達志水町行政改革大綱が策定され、町民の視点に立った簡素で効率的な行財政運営の実践を目指し、平成18年度から平成22年の5年間にわたり、機能的な組織の構築や庁舎統合の検討など20項目を重点的に行財政改革に取り組むと説明がなされております。

重点項目の中には、今年度実施に移されたものや19年度に実施されるものなど、早期に実施するものと十分な検討を必要とする事項があるように思います。さきの全員協議会に

において行財政改革の報告がされ、改革の初年度の今年度見直しを行い、新年度から実施する事業等の説明がございました。改革のスタートをさせられました執行部の皆さん、関係の方々に敬意を表したいと思います。

見直しの概要につきましては、一定の評価をしたいと思いますが、課の再編や統合、指定管理者制度の導入、地域活性化対策等についてどのようにお考えなのかお尋ねしたいと思います。いずれにいたしましても、最も重要なことは、いかに適切に判断をし、そしていかに実施に移すかにかかっていると思います。

そこで、先ほどの重点的に取り組む20項目につきましては、どのような計画を立てられ、どのような取り組みをされ、進捗状況はどのようになっていますのでしょうか。また、今後の見通しについてお考えをお尋ねしたいと思います。

次に、2点目ですが、道路網の整備についてお尋ねをいたします。

国道159号バイパス、いわゆる通称羽咋道路につきましては、今までに幾度となく質問がされておりますが、今後とも早期着工に向け努力いただきますようお願いをしたいと思います。

次に、子浦交差点改良事業につきましては、昨年9月定例会におきまして用地の買収の進捗状況と着工見通しについて答弁がされておりますが、それ以後、用地及び建物調査等の進捗状況と工事着工の見通しについてお尋ねをいたします。

次に、3点目ですが、携帯電話のエリア拡大についてお尋ねします。

日本の携帯電話の契約数は本年1月末で1億22万4,500件となり、初めて1万台を超え、子供や高齢者にも普及し、1人1台の時代に近づいたとの新聞報道がございました。携帯電話は日常生活の必需品となり、緊急時の連絡手段としての役割もあり、生活上必要不可欠なものとなっております。

宝達志水町におきましては、携帯電話の利用可能な地域を拡大し、地域間の情報通信の格差是正を図るため、本年2月2日に走入及び所司原集落において基地局が設置されたところでございます。しかしながら、今なお、原、当ノ熊、針山、海老坂及び清水原の5集落がサービスエリア外になっております。特に、針山地区にはバイオマス発電施設の計画があり、その必要性がより高くなると思っております。

また、聖川集落では、集落の中心部に近い聖川会館付近でサービスエリア外になっているように思われ、多くの区民の方々が不便な思いをされているように伺っております。

このような状況のもと、携帯電話のサービスエリア拡大についてどのような取り組みを

し、どのようにお考えなのかをお尋ねしたいと思います。

次に、4点目ですが、町営住宅の整備計画についてお尋ねをいたします。

町営住宅は御案内のとおり、低所得者等に良好な居住環境の住宅を供給し、住民の生活の安定と福祉の増進に寄与することを目的に設置され、宝達志水町においては9団地109戸の町営住宅と2団地21戸の特定公共賃貸住宅が建設されていることになるかと思えます。

そこで、9団地の町営住宅については、古いものでは昭和34年に建設がされ、また、最近のものでは平成12年に建設されているようでございます。特に、曙団地など昭和34年から昭和43年に建設の木造住宅は築40年を経過し、老朽化が進んでいることや設備上にも不十分な住宅が多く、中には窓や屋根の壊れた住宅も散見されるほか、住宅地周辺には雑草等が生い茂っているなど、居住環境は決してよいとは言えないと入居者の方々から伺っております。

今後、これらの木造住宅の大幅な改修や改築についてのお考えがございましたでしょうか。

また、今まで住みなれた住宅を買い取りたいという話も耳にしますが、払い下げなどのお考えはありますでしょうか。

また、昭和47年から49年にかけて建設されました荻市団地につきましては、計画的に下水道工事が実施されており、今回提出されました19年度予算案にも盛り込まれ、生活環境の整備が図られつつありますが、室内のリフォーム等のお考えはありますでしょうか。

また、木造住宅の耐震への備えはどのようになっておりますのでしょうか。町の財政を考えますと、空き地の有効活用や処分方法などいろいろと考えなければならないようにも思います。今後の特定公共賃貸住宅を含めた町営住宅の整備計画についてどのようなお考えなのかをお尋ねいたします。

次に、5点目ですが、町温泉施設の運営についてお尋ねをいたします。

平成13年1月に地域間交流拠点施設として2億5,000万円をかけて開業した宝達志水町温泉施設、古墳の湯につきましては、現在、宝達志水町社会福祉協議会に管理委託されているように聞いております。

古墳の湯は、開業以来、平成15年度には30万人を、さらに平成17年には50万人を突破し、記念のセレモニーが行われたように記憶しております。開業から平成16年中ごろまでは1日当たりの利用客は300人から400人に近いにぎわいであったように聞いておりますが、それ以降、年々利用客は減少しているように感じております。

近くには良質の温泉や銭湯があり、今後も利用客が減少し、収支もさらに悪化するので

はないかと危惧しております。利用客の声としては、営業時間の延長や軽食等の提供、さらにはコミュニティバスの乗り入れなど利用しやすい温泉にしてほしいとの意見も聞かれます。古墳の湯の今後の管理運営についてお考えをお尋ねいたします。

次に、さきの全員協議会に提出された資料によれば、古墳の湯については管理運営の民間委託を行うとなっているようでございます。

そこで、民間委託のメリットとデメリット、業者選定の条件といたしますが、基準と選定方法、委託内容及び委託後の収支見込み等についてどのようにお考えなのかでございますでしょうか。また、将来的には指定管理者制度の導入についてもどのようにお考えなのかお尋ねしたいと思います。

最後になりましたが、施策の実施に当たりましては、そこに働いている従業員に労働不安が生じないようにしなければならないと思いますが、従業員の処遇についてはどのようにしようとお考えなのかをお尋ねし、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（近岡義治君） 町長 中野茂一君。

〔町長 中野茂一君 登壇〕

町長（中野茂一君） それでは、2番 柴田議員の御質問にお答えいたします。

まず、1点目の行財政改革についての取り組みの主な見通しと進捗状況についてという質問でございます。

行財政改革につきましては、たびたび一般質問等の中で、また提案理由の説明の中でも今日まで述べてきたわけでございます。

私も宝達志水町町長就任に当たっての公約の一つとして思い切った行財政改革に取り組むというのが姿勢でございます。

そういった中で、平成18年度から取り組んできたわけでございます。特に、昨年の集落地区座談会におきまして、行財政改革に係る重点項目20項目のうち順次取り組んでいきたいということをそれぞれの地区座談会でも申したわけでございます。

進捗度につきましては、それぞれ20項目の項目の中でも重みのあるもの、あるいはまた、そうでないものもでございます。しかし、行財政改革はきちんとやらなければいけないということで、大きな重みのあるものが達成すれば進捗度も大きくなるわけでございますので、今始まったばかりでございますので、何パーセント高という数字につきましては、述べにくいと思います。取り組んでおる内容につきまして、主なものを答弁させていただきたい

と思います。

まず、やはり公共施設の適正な管理をやらなければいけない、これがやはり大きな問題であるということでございまして、2町合併によりその設置目的や利用形態が似通った施設がたくさんあるということ、そして管理運営が行政になじまない民間などが行った方が利便性が高まると思われるような施設も幾つかあるといったそういう観点から、後ほど皆さん方をお願いする施設等の統廃合検討委員会を立ち上げて、今年度19年度中にでもできるものからやはり統廃合をやっていかなければいけないという考えを持っております。

このことから、新年度は古墳の湯の管理運営を民間業者に業務委託することを手始めに、役場庁舎、保育所、中学校を初めとするさまざまな施設についてそのあり方について、公共施設統合検討委員会を設置して検討してまいりたいと、こう思っております。今定例会でその条例も提出してございます。御理解賜りたいと思います。

また、職員管理の適正化については、行財政改革の一環として職員定数の適正化を図るため、平成17年度、平成18年度における一般職の退職者12名を数えております。一切補充は行わず、職員数の削減に取り組んでいるということも御理解賜りたいと思います。

また、職員の質の向上を図らなければいけないということで、さまざまな職員研修を行うとともに、県への出向や隣の羽咋市との職員交流を図りながら、お互いの職員の資質向上にも努めているということも御理解いただきたいと思います。

次に、財政健全化のための取り組みでございしますが、経常経費のうち、今年度は大変財政厳しいわけでございますので、物件費を5%、わずかでございますけれども5%減額を計画し、また町債発行の大幅な削減、さらには三役、教育長及び職員の給与の、職員においては3%削減、三役においては5%、教育長においても5%といったそれぞれの経費の削減により健全化に向けての第一歩をスタートさせております。

さらに、今年度各種補助金や負担金についてはその効果や役割を十分に再検討して、補助効果が薄く既得権化したものについては削減をいたしております。

また、適正な受益者負担についても十分に検討し、各種手数料の改正も行っていきたいということで御理解を賜りたいと思います。

また、予算執行に当たっては、入札差金の使用は認めず、不用額とするなど歳出抑制を徹底していききたいと、こうも考えております。

次の公社の経営健全化については、組織の再編により業務の効率化を図るため、財団法人宝達志水町施設管理公社を解散することといたしました。

なお、また、議会におかれましても、こういった運営経費の削減に向け、率先して取り組まれたことに対し、例えば、議員定数の削減などといった、率先して取り組まれたことに対しても敬意を申し上げておきたいと思えます。これはやはり行財政改革のあらわれではないかと思っております。

行財政改革に向けての取り組みの主なものをこういった形で初期的な段階で取り組んできたわけですが、なかなかそんな簡単に思うように成果が上がっておりませんが、新年度におきましてはもっと積極的に取り組んでいきたいと、こう思っております。

また、課の統廃合も行っております。これらも町行政の中でできるものは町行政の中でもやらなければいけないということで、例えば、企画財政課長が土地開発公社局長を兼務すること、あるいはまたシルバー人材センター事務局長と施設管理公社事務局長の兼務など、それぞれ組織の簡素化にも今日まで努めてまいりました。

また、新年度においてもこれに加えて、施設管理公社の解散とあわせて、シルバー人材センターの社団化を図るなど、さらに速やかに取り組んでいきたいと思っておりますし、今後とも課のさらなる統廃合に向けてそれぞれの事業を見た上で検討してまいりたいと思っておりますので、御理解を賜りたいと思えます。

次に、指定管理者制度の導入であります。これにつきましては、対象業務の精査と指定管理者としての適任者の発掘などが必要なわけですので、若干の時間がかかると思っておりますので、しばらく猶予を与えていただきたいと思います。

次に、地域活性化対策についての質問でございますが、今後ともやはり積極的に行財政改革に取り組んだ上で、冗費といえますか、むだな経費といえますか、そういったものはできるだけ節減した上で、限られた予算を有効に活用し、地域活性化に取り組んでいかなければいけないと考えておりますので、これまた御理解を賜りたいと思えます。

いずれにしても、行財政改革につきましては、これからが本番でございますので、今後とも御協力のほどお願い申し上げたいと思えます。

続いて、道路の質問でございます。

道路網整備について。特に、159号線バイパス羽咋道路の早期着工に向けての取り組みでございます。これらにつきましても、幾度となく町議会において進捗状況を説明してきたわけでございます。昨年、ちなみに国土交通省へ隣の羽咋市と5回、それぞれまた地方整備局金沢工事事務所、県へもそれに合わせた回数陳情を重ねておりますし、また中でも昨年11月25日に羽咋市において1市2町における商工会が主催した、これは159号線バ

イパスの問題だけではなくして、美しい国能登から考えるみちづくりシンポジウムという中で、159号線あるいはまた415号線、それぞれ網羅したみちづくりについてのシンポジウムが行われ、そういった町民挙げての意見を中央に反映すべく、それぞれ商工会の代表者、そして我々行政の代表者が一堂に会して11月30日に国土交通省あるいはまた県選出国會議員への陳情、あるいはまた北陸地方整備局、あるいはまた金沢工事事務所等への陳情を重ねております。

今後も、こういった住民の声を大きく中央の方へ伝えていくような提言活動をしていきたいと、こう思っております。私どもの熱意も何とか取り入れていただけるような時期にきているのではないかなという感触を持っていますので、あわせて御理解願いたいと思います。

次、159号線、子浦交差点改良の進捗状況及び工事着工の見通しについてでございます。これについても何度か議会にお話ししておりますので、簡潔に御答弁させていただきます。

現在159号子浦自歩道事業と主要地方高岡と羽咋線改良工事ということで、並行して国と県が行っております。

現在の進捗といたしましては、国土交通省関係では、承諾を得た方、すなわち土地所有者の承諾を得た方の所有物を順次調査が終わっているそうです。その調査内容を各家庭に順次確認していただいている状況であるということで、了承を得られていない土地・建物につきましても、今後引き続き交渉に入ると伺っております。

また、石川県におきましても国と同様、承諾を得た土地・建物を実施以後、順次、国土交通省と連携しながら調査及び交渉に取りかかると伺っております。

なお、工事着工の時期につきましては、現段階ではそういった作業をしているということで、まだまだはっきりしておりませんが、私どもといたしましては、国・県へ今後とも強く要望して早期に着工できるように働きかけをしたいと、こう思っております。御了承賜りたいと思います。

次に、3点目の携帯電話不感地帯解消対策でございます。

これらにつきましては、本町におきまして情報網の格差を是正するというので、まず、町内全域にケーブルテレビの設置をし、それぞれ1期、2期工事が終わったわけございまして、携帯電話不感地帯においてもそういった空き回線を使って携帯電話不感地帯を解消したいということで、さきの御質問あったとおり、平成18年度所司原地区、走入地区におきまして、この解消に努めてきたわけでございます。

また、御指摘の山間地につきましても、現在、鋭意働きかけを行っているわけでございますし、また、それぞれ、議員の皆さん方にも関連された企業にお勤めの方もおいでるわけですので、またさらなる御協力・御指導賜りながら、御指摘の山間地の不感地帯の解消に努めていきたいと、こう思っておりますし、また、聖川地区における不感地帯があるのではないかと、エリア外があるのではないかといった質問でございますが、それにつきましても、通話品質の向上で対策が解消できるのか、あるいはまた地形や電波の性質上そういったエリア外なのか、それも早急に調査をしながら今後こういった携帯電話の不感地帯の解消に努めていきたいと、こう思っておりますので、御理解を賜りたいと思います。

次に、町営住宅の整備についてでございますが、これにつきましては、現在、町営住宅の整備、あるいはまたそれぞれの管理につきまして、建設課長が現況について答弁いたしますので、御理解を賜りたいと思います。

そこで、私の方から町民の健康増進、福祉の向上及び余暇の場を提供してきた古墳の湯について答弁をさせていただきます。

古墳の湯につきましても、平成16年以後に隣県に競合する温泉施設等ができたといったことも理由であり、また施設も日がたつと老朽化してくるわけでございますが、そういったもろもろの条件が加味しまして、現在、1日当たり250人ということ、平均でございますけれども、減少しているのも事実でございます。

そこで、平成18年3月に策定した町行財政改革大綱にありますように、本町では、今後民間の能力を限りなく活用して、行政サービスの効率化を図り、経費の縮減を進めていくべく、民間活力を導入する予定でございますが、平成18年度まで町社会福祉協議会に業務を委託してまいりましたが、19年度からこういった委託先を十分に検討し、業者選定につきましても、それぞれ県内には同業種企業が存在しないことから、国の方で全国的なこういった業者であります大新東ヒューマンサービス株式会社からの提案により、委託を予定しているということで、前回の全員協議会でもお示したわけでございます。

それぞれ、こういった中で委託内容、これまで同様、施設利用におけるサービス、施設、設備、備品の管理・日常の清掃などを十分に踏まえながら委託するわけでございます。

また、サービスの内容としては現在やっているサービスの内容よりは若干アップすると思っております。料金は変わらないわけでございますけれども、そういった中で大変難しいサービスになるのではないかなと思っておりますけれども、利用客のアップに向けて、例えば、おふろの日などのサービスデイなどさまざまな企画を展開しながら大人の利用数を1日平

均270人程度を目指したいという提案もいただいているわけでございます。投資的経費を除いた経常収支で収支の差額を少しでも縮めていきたいと考えているのがメリットでございますので、あわせて御了承願いたいと思います。

また、従業員の処遇については、現在の従業員をそれぞれ転籍し、継続して雇用する予定であります。もし欠員がある場合はできるだけ地元雇用を優先すべきと考えておりますので、そういったことも踏まえて委託業者に十分に配慮していただくように努めていきたいと、こう思っておりますので、よろしくお願い申し上げまして答弁とさせていただきます。

議長（近岡義治君） 建設課長 土上 猛君。

〔建設課長 土上 猛君 登壇〕

建設課長（土上 猛君） 2番の柴田議員さんの御質問にお答えしたいと思います。

町営住宅の整備計画につきまして、3点ばかり大きく分けますとあったかと思えます。

まず、1点目の大幅な改修・改築及び払い下げの考えはありますかという御質問でございます。

現在、昭和34年に建設された子浦団地に現在1戸、うち入居1戸ございます。また、昭和40年に建設されました吉野屋団地に現在6戸建っておりますが、うち入居者は3戸でございます。昭和41年に建設されました今池団地に現在6戸建っておりますけれども、うち入居者6戸でございます。また、昭和43年に建設されました曙団地に現在20戸建っておりますが、うち入居者は9戸でございます。

これらの町営住宅は、非常に老朽化が激しく、改修は非常に困難と思われれます。そこで、この4団地につきましては、危険性も伴うため、退去を促すとともに、退去後は、順次、予算の範囲内におきまして取り壊したいと考えております。

また、払い下げの件につきましては、管理上の問題もございまして、払い下げは一切いたしませんので、御理解を賜りたいと存じます。

また、2点目、荻市団地につきましてでございます。

荻市団地につきましては、19年度下水道工事、宅内工事1棟実施することによりまして全棟32戸建設されておりますが、完了いたします。

そこで、下水道の宅内工事の関係で、引っ越し先に充てておりました空き部屋15戸あります。現状では入居は非常に厳しい状態と思われれます。

そこで、19年度より予算の範囲内におきまして、そういった室内の改装工事を計画的に

実施していきたいと考えております。ちなみに19年度分につきましては、5戸分を予算計上いたしております。

続きまして、3点目でございますが、木造住宅の耐震への備えにつきましては、昭和56年以前に建設された建物が耐震診断の対象であることから、これまでに述べた4団地のほか、細見団地の16戸が対象になります。これらの町営住宅の耐震につきましては、今後県の指導を受け、計画をしたいと考えております。

また、今後の町営住宅の整備計画でございますが、財政状況を十分考慮しながら検討してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

議長（近岡義治君） 柴田議員、よろしいですか。

昼食のため暫時休憩いたします。

なお、午後の会議は1時15分から再開いたします。

午後12時04分休憩

午後1時15分再開

議長（近岡義治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、8番 守田幸則君。

〔8番 守田幸則君 登壇〕

8番（守田幸則君） 当町も新町になって2年を経過し、合併による行政のスリム化、また、国や県の財政処置により合併後の新町は財政強化が見込まれる予定でありましたが、ふたをあけてみれば、財政状況の厳しさに直面し、また、国や県の財政処置は三位一体改革など合併前よりも厳しく、町財政を圧迫しているのではないのでしょうか。

さきの3月2日の全員協議会でも説明がありましたが、平成18年4月から財政状況のよしあしを判断する新たな財政手法として、実質公債費比率が導入をされ、18%を超えると地方債許可団体に移行、25%を超えると単独事業の起債が認められなくなり、起債制限団体となります。

このような状態にならないよう、常日ごろから財政状況を的確に把握するとともに、将来起こり得る状況を的確に予測し、危険を未然に防ぐため、計画的・自主的な取り組みが、最も重要なことであると認識もしているところであります。

当宝達志水町も年々財政規模を縮小していかざるを得ない状況にあり、平成19年度予算案において対前年度比約14億円マイナス予算になっているのではないのでしょうか。まさに財政の危機とも言えるのでは。

当町における実質公債費比率は平成17年度15.7%、平成20年度には18%を超える見込みとのことであるが、町長はこれをどのように判断し、みずからの財政状況をどのようにとらえているのかお尋ねをいたします。

さらには、職員給与も平成19年、20年度の2カ年間、3%削減しなければならないような状況にあると聞いております。この削減された分の財源についてはどう生かされているのか、また、各課においてかなりの予算が削減されているようですが、当町における大きな問題の一つでもあります。少子高齢化施策において影響はないのか、あるとすればどのようなことか、担当課長にお聞きをいたします。

私は、財政が厳しいからといって、ただ予算を削減するだけでなく、今我慢することによりどう変わるかが一番大事なことだと思いますし、町民のだれもが、合併したが今後どのように変化していくのか、自分たちの生活はどのように変わることが心配であり、何を期待して何を我慢すれば将来どのようになるのかが一番重要でありますし、町民の理解と協力がなければ当然なし得ないと思います。

今予算案において、どういった予算を我慢してもらい、どういった予算に力を入れ、期待もされ、予算編成がなされたのか、町長の思いを聞いて質問を終わります。

議長（近岡義治君） 町長 中野茂一君。

〔町長 中野茂一君 登壇〕

町長（中野茂一君） 8番 守田議員の御質問にお答えいたします。

それぞれ本町の財政状況についての御質問だったと思います。

まず、振り返っていただきたいと思います。平成18年度当初議会におきまして、私は背水の陣の予算を組んだと申し上げました。と申しますと、両町の均衡ある発展とそして両町のそれぞれの少しでも地域格差を是正するという意味におきまして、大型投資をしたわけでございます。それによって、皆さん方、当初18年度の予算を見られれば今日の予算の状況というものをまずわかっていただけたと思います。

その中で、守田議員の御質問にまず、実質公債費比率から見た財政状況についてであります。本町の財政構造の現況については、まず、公債費、扶助費の義務的経費の増及び一部事務組合負担金、あるいはまた老人保健・介護保険特別会計への繰出金の増加が財政の硬直化を進めている要因でございます。

その中で、社会構造的に発生する社会保障関連経費を除くと公債費の占める割合が増加していることが財政硬直化の一番の要因であり、特に公債費の指標については、現在注視

しながら財政の運営に取り組んでいかななくてはならないと思っております。

実質公債費比率は、平成18年4月より地方債制度が許可制度から協議制度に移行したことに伴い導入されたもので、従来の指標において反映されなかったいわゆる事業会計の公債費への一般会計繰出金や、一部事務組合の公債費への負担金、あるいは債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるものなどの公債費の類似経費を算入しています。

平成17年度において、国の許可の必要のない18%未満である15.9%であります、当町にとっては。また、県内市町の平均は17%以下であることから、指標としてはまだ高くはありませんが、今後、増加する公債費及び下水道事業といった社会資本の整備事業の進捗により、それによって準じて比例し、比率は上昇する見込みであります。ピーク時におきましては、現在の試算では平成22年度に約20.5%となることが予想されております。こういったことを十分に踏まえて新規事業の選択には十分に配慮し、引き続き町債発行の抑制を図っていかねばいけないと考えております。

次に、職員給与費の削減による財源は平成19年度予算にどう生かされているかということでございますが、給与費の職員の給与については、今後2年間3%削減することとしておりますが、これは平成19年度において町民の皆さん方に負担増やあるいは各種事業の見直しをお願いしているところであり、厳しい財政状況を御理解していただくためにも、みずから身を削る覚悟として取り組んだものであります。

削減による効果額は、一般・特別・企業会計全体で約5,000万円となります。特別職の削減分も含めると約5,500万円になります。

捻出した財源につきましては、新たな事業としては活用しておりませんが、今後の突発的な財政需要が見込まれる場合、あるいはまた災害等に対応するため、財政不足を補てんする財政調整基金にわずかではございますが残すべく対応しているところであります。

続いて、平成19年度予算編成で苦慮した点と、今後も推進していきたい点についてでございますが、まず19年度の予算編成は、18年度の当初予算を超えるさらに厳しい中での編成でありました。

財源確保のため、やむなく使用料の改定など町民の皆様方に負担増となるものや、また、事務事業についても必要性を精査し、見直しを進めてまいりました。合併の基本方針である「サービスは高く、負担は低く」という行政サービスについても、本町の財政に非常に重くのしかかっております。その中で、行政サービスを維持した上で、一部見直しを進めざるを得ない状況になっているということも御理解を賜りたいと思っております。

今後もあらゆる事業の見直しを進め、持続可能な財政運営を行うべく、身の丈に合った予算の編成に努めてまいりたいと考えております。

しかしながら、19年度予算に盛り込みました子育て支援に係る少子化対策及び道路整備、上下水道整備など社会資本の充実を今後とも重点的に進めていかなければいけないと考えております。こういった財政につきましては、先ほども申し上げましたけれども、二、三年の忍の一字で辛抱し、将来に向けてのしっかりとした財政基盤整備に努めるべく、努力していくということを答弁させていただき、終わります。

議長（近岡義治君） 住民課長 田中外志治君。

〔住民課長 田中外志治君 登壇〕

住民課長（田中外志治君） 8番 守田議員の御質問にお答えいたします。

厳しい財政事情の中、少子化対策関連予算として影響があるかどうかという質問でございます。

住民課といたしましては、若者等定住バックアップ事業の中にある育児奨励金について、第3子以上に対しまして、満3歳まで1人につき月額1万円という定額をもって支給することにされました。そういったことから、今まで支給されていた方につきましては、少なからず影響が出るものと推察しております。

一方、国の児童手当につきましては、支給対象が小学校3年生修了までであったものが、18年度におきまして小学校6年生の修了までに引き上げられました。さらに、19年度におきまして、3歳未満の第1子、第2子を持つ養育者に対する支給額、今まで5,000円であったものが1万円という形で引き上げられるということでございます。こういったことから、今回、町の単独事業である育児奨励金につきましては、見直しを図ったところでございます。

全体といたしまして、与える影響は少ないというふうに考えておりますものの、一部多子家族につきましては影響が出るかなというふうなことを考えておりますが、これにつきまして、ないということはないということで申し上げておきます。

また、子育て支援施策を推進することが町の重点施策であると、そういう認識でございますので、昨年、南部保育所内に開設いたしました子育て支援センターを核といたしまして、現在実施している子育て支援事業にさらに充実度を増しまして、今後の子育てに必要な情報の提供や育児相談、各家庭と地域の子育ての力をどういった形で取り入れていくかということを反映させていきたいというふうに考えております。そういったことを考えま

して事業の継続を今年度も図っております。

次に、新たなる子育ての支援策といたしまして、保育ママ制度の導入を図るべく予算措置をしております。この制度につきましては、保護者の病気や急用など、一時的に家庭で保育することに支障がある子供さんを対象に、町に対して事前に登録した保育ママ、こういった制度を設けまして、その保育ママの自宅等で保護者にかわって子供を面倒を見るというサービスの提供でございます。この保育ママには、昨年、町としての講習会を開きました。そこで受講された、そして資格を受けた人は本町では22名を数えております。

また、この5月から親子のつどいの広場もスタートさせまして、子育て中の親と子が気軽に集い、交流できる場を提供したいと考えております。安心して子育てができるよう、子育て支援の環境整備に努めていきたいというふうに考えております。

それから、平成17年3月に策定いたしました宝達志水町次世代育成支援行動計画、そういったものに基づきまして、今後の子育て支援施策の展開につきましては、町の財政事業、それから行財政改革大綱の内容を十分にしんしゃくいたしまして、これから他課とも連携を強化して、全庁的に子育ての政策を進めていきたい、そういったことによりまして、子育ての負担軽減のために、工夫を凝らした、よりよいた確な事業の推進を図っていききたいというふうに考えておりますので、今後とも御指導のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（近岡義治君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 柏崎三代治君 登壇〕

健康福祉課長（柏崎三代治君） 守田議員さんの御質問にお答えいたしたいと思っております。

高齢化施策への影響はあったかということでございますけれども、健康福祉課といたしましては、介護予防・地域支え合い事業で実施しております高齢者の福祉サービスにつきましては、それぞれの利用料金を見直しを行うことから、今までサービスを利用されていた方々に対しましては、少なからず影響はあったというふうに認識を持っております。

しかし、これは合併当初からの検討課題でありましたことから、時間をかけ、各サービスの内容や利用状況及び利用料金、これからの見通しなどについて検討・勘案したもので見直しを図ったものでございますので、よろしく御理解を賜りたいというふうに思っております。

また、高齢者の方々におかれましても、これらの福祉サービスをより有効に利用していただくことにより、今後とも介護予防と地域における自立生活の支援にいききたいというふうに思っておりますし、大いにまた役立てていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（近岡義治君） 8番 守田幸則君。

〔8番 守田幸則君 登壇〕

8番（守田幸則君） 財政状況と予算編成においては非常に厳しい状態であるわけですが、まさかよもやこのような時代になってくるとは思ってもいなかったのではというふう
に推察もするわけであります。

しかし、現実として、当町における町債残高は17年度で255億8,400万円、土地開発公社の短期借入金15億2,000万円があるわけであります。さらには、実質公債費比率も先ほどの答弁にもありましたとおり、平成20年には18%を超える見込みというようなところからも、町長は昨年来より当町にはこれだけの地方債、いわゆる借金があり、町も財政難で大変である、このままいけば夕張市ようになっていってしまうと、そうならないためにも、提案理由の説明の中にもありましたが、今我慢をしなければいけないとよく言っておられました。

しかし、余りこのことばかりがひとり歩きをいたしますと、私の方にも耳に入ってきます財政難、夕張市イコール財政破綻と暗いイメージになり、ひいてはこの町に魅力を感じなくなり、若者の町外への流出にもつながりかねないのではと懸念もするわけでありますし、今定例会にも提案をされている第1次宝達志水町総合計画基本構想の中での中学生へのアンケート調査結果に、「あなたは将来も宝達志水町に住んでいると思いますか」という問いに、Uターン希望者が最も多く、43.1%であったが、「このままずっと住み続けたい」という答えが10.2%でした。非常に気がかりでもあります。

さきの私の質問の中での、今予算、どういった予算に力を入れ、期待もされているのかという問いには、社会福祉の整備の充実というような答えであったかなと思っておりますが、財政状況が苦しくてもやはり将来への期待や魅力あるいはまちづくりはできると思えますし、このことも財政健全化とあわせた大事なことではないかと思えます。

そのことも踏まえて、今後もどうかよろしくお願いをしたいと思えますし、また、町民の理解や協力がなければ当然なし得ないわけであります。そういった町民の理解をどのようにとっていくのか、この辺について再質問をいたしたいと思えます。

さらには、少子高齢化施策においては補助金等において若干下がったもの、または若干上がったもの、トータルで全般的には余り影響はないという御答弁でありましたし、また、この厳しい予算の中、子育て支援として子育て支援センター事業費の中で新たに保育ママ

制度、親子つどいの広場の施策が盛り込まれており、当町の若い世代の人たちの取り組みもうかがえるところでもあり、若者定住や人口増加に大きくつながっていきけるよう願ってもおるわけであります。

また、高齢者の方にいたしましても、若干の影響はあったが、また新たな施策が盛り込まれており、当町の高齢化率も26.2%とふえてきております。また今後は、予算のかからない新たな取り組みとして高齢者の健康づくりの施策もさらに検討もしていかなければと思います。どのように考えておられるのか、この辺もお聞きしたいと思いますし、町長の思うところの少子化対策と子育て支援というものをどのように考えているのか、町長の思いでお答えもしていただきたいと思っております。お願いをいたします。

議長（近岡義治君） 町長 中野茂一君。

〔町長 中野茂一君 登壇〕

町長（中野茂一君） 守田議員の質問でございます。

それぞれ、少子化対策、あるいはまた定住対策につきましてはいろいろな予算がございます。

本町におきまして、まず若者が定着しにくいというのは働く場所が少ないということです。そのためにはやはり、企業誘致というものをひとつ手がけていかなければいけない。まず働く場を確保しなければいけないということが大きくクローズアップされる問題ではないかなと思っております。余りにも宝達志水町には若者を雇用するような企業が少なくということ、まず1点でございます。

そして、それぞれ、若者にとってはどうしてもやはり娯楽も必要なわけでございます。そういった娯楽施設も少ないのも要するに一つの要因ではないかと思っておりますけれども、これに至ってはそんな莫大な金がかかるわけですので、我が町にはやはり静かで安心して安全で暮らせるようなまちづくりをするとともに、働く場所の確保が一番合っているのではないかなと現時点では考えております。

少子化対策につきましてもやはり、若者が定住しなければ少子化が防げないわけでございますので、そういったことも関連しますし、また、それぞれバックアップ事業だけで若者が定住するものでもございません。しかしある程度のバックアップ事業をやらなければいけないということで、現在財政の許す限りでやっているわけでございますので、これまた先ほどから住民課長あるいはまたそれぞれ答弁していた内容等も十分精査しながら、今後ソフト面、ハード面合わせて少子化に対する歯どめがいかなるものかというものも検討

していかなければいけないと、こう考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

また、財政の見込みについてでございますけれども、これにつきましては、議員も御質問されたわけでございますけれども、急に起債残高がふえたわけではございません。新町になって急にふえたわけではございません。ただ、平成18年度に背水の陣で臨むということは、もう既に合併したのだから両町のしがらみは捨てていただきたいと。そのためにはゼロからの出発だということで大型投資をしてきたわけでございます。例えば、教育関連事業に大きな投資をしてきたとか、あるいはまた、生活基盤整備の中でも情報網の整備といったそういった全庁的な形でのバランスのとれた形での事業に大型投資をしてきたということでございまして、合併して急にそれぞれの連結債務がふえたということではございませんので、その点もひとつ御理解を賜りたいと思います。

今、我慢をするときに、忍の一字で我慢するということは、そんなに町民の皆さん方にも苦痛をかけない形での予算編成をしたわけでございますので、ここ二、三年我慢をすれば、先ほどの提案理由の説明でも申したとおり、5年、10年後にはしっかりとした形で小さな町でもきらりと光るまちづくりができるということを私が答弁させていただいたわけでございます。それらに向かっての指針というものは、まちづくり総合計画に示されておるわけでございます。それにのっとり、今後のまちづくりをするためには、しっかりとした財政基盤を確立しなければいけないということで答弁させていただいたということを御理解賜りたいと思います。終わります。

議長（近岡義治君） 次に、5番 川崎與一君。

〔5番 川崎與一君 登壇〕

5番（川崎與一君） 私は今回、昨年9月の定例会におきまして、本年度から、新年度から始まります経営所得安定対策等大綱の中での品目横断的経営安定対策、また、農地・水・環境保全向上対策等々について、9月の定例会において説明を求めました。

今回は、同じ質問の要旨でございますけれども、新年度から始まるという形の中で、これから集落等の話し合い、それと参画した農家がどのような体系で今現在あるのか、それをただしたいと思います。

それと、もう1点につきましては、道の駅でございます。

この点についても、再三、一般質問の中で私は農家の持ち上がった言葉という形の中で、町に対する進め方等々を質問してまいりました。この中で、第1次宝達志水町総合計画の中に農林水産業の振興の中で、町特産物等直売所推進に係る内容、それと住みやすい中山

間地づくり事業という中で、農産物等直売所や農産物加工施設、体験交流施設等々の設備をというふうにとられております。

これらについて、今、農業者が、集落営農等が、本当に を十分蓄えられる農政でなければならないという中で、道の駅については早々の立ち上げをしてもらいたいと。先般、これは言葉ではちょっと語弊あるかなと思いますけれども、農林課長に聞きますと、どうも横の連絡がうまくいっていない、横の連絡がなぜとれないのか、だれが町長に対して提案をすべきなのか、町長がすべきなのか、担当課が町長に提案をすべきなのか、農業者の代表として提案をすべきなのか。

どうもアリガユウイチ君から、「おれは言えないんだ」というような形が耳に聞こえて、私の個人的な見解かもしれませんが、聞こえてまいります。今、まさに職員、町長並びに三役、議会もそろえて提案をしながら新しいまちづくりにまさしく検討していかなければならない中で、そういう事実があるとすれば、大変ゆゆしき問題だろうと私は考えております。

以上、とりとめのない形で質問をいたしましたけれども、品目横断並びに農地・水・環境向上対策等々に対する今までの進捗率、集落での推進方法、それと道の駅についての今後の早急に取り組むべき問題ではなからうかということ踏まえて、町長並びに担当課長の答弁を求めます。

以上でございます。

議長（近岡義治君） 町長 中野茂一君。

〔町長 中野茂一君 登壇〕

町長（中野茂一君） 5番 川崎議員の御質問にお答えいたします。

農産物直売所の件でございます、（仮称）道の駅だと思います。

この問題につきましては、再三質問を受けております。その都度明快に答弁をさせていただいております。

まず、昨年3月、宝達志水町農産物等直売所推進協議会の代表者より、直売所設置に係る報告を受けるとともに、直売所実現のための支援や道の駅を視野に入れた総合的整備の要望を受けたわけでございまして、その後、補助事業としていかなるものがあるかということで、元気な地域づくり交付金事業、住みやすい中山間地づくり事業等があることで既に議会にも答弁をしております。

ただし、農産物直売所協議会において設置する計画の施設、すなわち概要を具体的に示

していただきたいということを私は再三答弁しました。と申しますのは、やはり責任を持った形での運営形態をはっきりするという、例えば、管理そのものをやはり独立採算制を前提とした形でしっかりとした計画を立てて持ってきていただきたいということを再三答弁したと思います。安易に町に頼るのではなく、自己責任を持って管理運営できる体制をつくっていただきたいということを答弁しております。

議員も恐らく農産物直売所推進協議会のメンバーではないかなと思っております。その時点で、しっかりとしたものができた時点で、私は設置場所の明示する用意がございます。ということで、答弁させていただきます。終わります。

議長（近岡義治君） 農林水産課長 藤本和善君。

〔農林水産課長 藤本和善君 登壇〕

農林水産課長（藤本和善君） 川崎議員の御質問にお答えします。

平成19年度から始まります新たな米政策、品目横断的経営安定対策と農地・水・環境保全向上対策についての御質問でございます。

この件につきましては、農政局や中能登農林総合事務所の協力を得まして、昨年8月に町内で10会場で、それから10月には16会場で地元説明会を実施いたしております。

地元説明会での参加状況でございますけれども、延べ400名の参加でございます。一会場ごとに見ますと、少ないところで七、八名、多いところで30名前後の参加、それが積み積もって延べ400名になったわけでございます。

そこで、全世帯への周知が必要であるということで、町の広報11月号・12月号を通して、町民の皆様にお知らせを行ったところでございます。

また、農協や共済だよりでも案内が行われており、これで農家の方への周知はされたものと判断をいたしております。

農地・水・環境保全向上対策につきましては、希望する集落に対しての説明会を11月以降月1回の割合で実施、報告しております。その結果、この対策を希望する集落は2月末で24集落となっております。集落では、農業者だけでなく地域住民が参加する組織づくりや活動計画の作成、活動区域を示す農地図の作成に現在取り組んでおるところでございます。3月中には書類の審査やヒアリングも実施しまして、3月末日までに完了する計画で作業が進められております。4月以降につきましては、提出されています計画に基づいて、集落において5年間の活動に入るものでございます。

なお、中山間地域直接払い事業の対象地域は、この農地・水・環境保全向上対策の対象

外でありますので、御理解のほどよろしく申し上げます。

議長（近岡義治君） 5番 川崎與一君。

〔5番 川崎與一君 登壇〕

5番（川崎與一君） 今、町長の方から道の駅に関して再度のきちんとした形で報告がなされ、今後事務局というのが多分農林水産課の中にあるだろうと思います。その中で、会長等々に東京に案内を出し、速やかにそういう会議をしてもらいたいそういう形の中で、今までとどこおっていたのが会長が自ら困難なそれは事務処理としてのあれかなという判断をいたします。

それと、品目横断並びに農地・水・環境等々については、1番バッターとして今回質問されました萩山さんの言葉の中に、質問の中に中山間地集落等々が崩壊をしており、農道等々についても道路愛護、河川愛護等々に参画できない集落がどんどんふえているという形のものが報告があり、私も全く同感に思っております。

まさしく、今、農地・水・環境保全向上対策というのが、片や大型農家を育て、集落営農を育て、骨太の農家を育てたいと。片やそういう形の中でやる。今まさに農地・水・環境向上対策についてはですね、それらの大型農家も含めて、預けた農家も地域の集落を江堀、農道の整備等々みんなでやろうというのがまさしく今の向上対策であります。

そのことがやはり、中野町長の説明の中で11月以降400名ですか、参加者があったと説明されました。

〔「10月までです」という声あり〕

5番（川崎與一君） 10月まで、その中で現在24集落の江堀に取り組む農家があるというようなことが今示されましたけれども、これ、前のときに言ったかなと思いますけれども、北国新聞の19年1月、ことしの1月3日、川北町……新年度から発動ということで、まさしく今の皆で環境を守ろうというものが町単位で、町単位です。川上町ですね。町が音頭をとり、今この集落でどういう計画がとれるのか、町主導でまさしく動いているのが1月3日に新聞に出ています。

これが、なぜ説明会をしました、取り組みできるとか私に言うてください、こういう形で納めてしまうのか。多分見ておられると思いますよ、この新聞を。そういう形を町みずから足を動かし、説明もしながら御理解をもらって宝達志水町の農地を守っていかうという形のものがあって決断という思いをしております。

それと、もう1点ですね、なぜ大型化農地を守ろうというのは先般2月の十四、五日だ

ったですかね、農業新聞を見ていますと、W T O、世界貿易機関並びに経済連携協定、E P A等々、オーストラリア、日本との個別交渉等々の中で新聞が出ておるような内容はどうかと申しますと、今、イギリスの関税化がなされておりますね。それが今、まさしく関税化が撤廃されようとしている、そうなりますと、ここに出ていますけども食料自給率が40%のものが12%になってしまうだろうと。国内農業生産費ですね、生産額ですね、これが何と3兆6,000億円の減少になると。

また、農業従事者375万人が失業するだろうという指標が、これは農水省だと思えますけれども、農水省から調べが提出されております。このことから、今まさしく国の大綱であります品目横断並びに農地・水等々の施策が十分に農業者並びに農業者以外の方に、町長の理解をもらいながら農地を守っていかなければならないというふうに思っております。それはまさしく先頭に立ってもらうのが町の行動力、それに理解をもらった中で各集落の生産初め集落の任務であるという形にもっていきます。

そういうことで、今後、今残された3月いっぱいの中で、今そういう話し合いが持てるのか持てないのか、再度質問をして私の質問を終わります。

議長（近岡義治君） 農林水産課長 藤本和善君。

〔農林水産課長 藤本和善君 登壇〕

農林水産課長（藤本和善君） 川崎議員の再質問で、今月中に再度説明会をとというふうなお話でございましたけれども、この農地・水・環境保全向上対策に関する関係資料を作成するためには、短期間では不可能です。基準日は3月31日までに仕上げて4月1日がスタートということでございますので、今から申し込まれてもこれの対応は集落では不可能かと思われまます。きょう、午前中に24集落、先ほど申しましたけれども、午前中に一集落、どうしてもできないからというお断りの電話が来ました。

そういうことで、先ほど、川北町の例をとられましたけれども、県の方の指導では農地の集積率50%以上を行いなさい、でないの対象になりませんというふうに言われております。川北町は農地の集積は極めて高いというふうに聞いております。そういうことで町ぐるみでの取り組みになったものと思われまます。

当町におきましては、集積率、今県の方で発表しているのは23.9%です。これが認定農業者の5年後の計画で4町歩以上にならないわけですけれども、今現在未達成の認定農業者を含めますと30%、半分には満たない状況でございます。

ということで、今、50%を超える集落なり地域でこの農地・水の取り組みが行われてい

る状況でございます。

以上です。

議長（近岡義治君） よろしいですか。

次に、6番 岡野 茂君。

〔6番 岡野 茂君 登壇〕

6番（岡野 茂君） 私は、バイオマス発電について収入役に質問いたします。

新エネルギーは、1997年に施行された新エネルギー利用などの促進に関する特別措置法において、新エネルギー利用などとして規定されていて、石油代替エネルギーの促進に特に寄与するものとして、我が国が積極的に導入・促進を図るべき政策的支援対象と位置づけられております。

太陽光発電・風力発電といった自然条件に左右される新エネルギーは、出力は不安定であり、そのエネルギーを利用できる機械や地点が限られ、さらに新エネルギーの電力系統への連携が増加するにつれて電力品質が悪化し、一般需要家への影響を及ぼす可能性も指摘されております。しかし、当町が計画しているバイオマス発電は、気象条件に左右されず、適切な森林管理により持続的な発電ができるメリットがあります。

こういった中、導入するに当たり、7点の質問をします。

1点目。企業など立地促進条例による奨励助成金は幾らか。また、企業誘致対策事業費5,055万7,000円は奨励助成金であるのか。

2点目。民有地2,800平米の購入価格は、誘致対策事業費5,055万7,000円に含まれるのか含まれないのか。

3点目。企業など立地促進条例には奨励助成金は1億円を限度とするとしているが、今回の誘致について民有地購入費、施設造成事業費、奨励助成金などを含めて1億円を超えることがないのか。

4点目。奨励措置の資格について、従業員の数が製造業については10人以上となっているが、問題はないのか。

5点目。業者の事業計画では、年間2万トンの木質資源必要量について不足する場合には宝達志水町が保証するという約束があると書かれているが、そういった約束をしているのか。

6点目。やまがたグリーンパワーは共同事業体である五十嵐特殊建設が木質をチップ化しているが、当町ではだれがチップ化するのか。

7点目。冷却用廃水はどのように処理するのか。

以上、質問いたします。

山形県村山市にあるやまがたグリーンパワーを視察し、果木剪定くずの利用、松くい虫の被害木の利用、排気ガスの排出基準をクリアしていること、廃水の農業関係に及ぼす影響はないことなどがわかり、また8名の従業員が雇用されていることから、木質バイオマス発電の進出により中山間地域の活性化や森林間伐材の利用促進により農業振興が期待される事業であります。

資源エネルギー庁は、新エネルギー事業者支援対策費補助金約3億5,000万円の交付を決めております。町執行部におかれては、地域住民の安全と安心を確保しつつ、誘致について自信ある対応をお願いし、私の質問を終わります。

議長（近岡義治君） 収入役 齊藤喜久治君。

〔収入役 齊藤喜久治君 登壇〕

収入役（齊藤喜久治君） それでは、6番 岡野議員の御質問にお答えをさせていただきます。

7点ばかりあったかと思えます。

まず、1点目でございますが、奨励助成金については、町企業等立地促進条例で新設により新たに取得した固定資産総額に100分の5を乗じた額以内で町長が定めることになっており、限度を1億円と定めてございます。今回、企業誘致対策事業費5,055万7,000円は便宜供与に伴う造成費の事業費でございまして、奨励金ではございません。

また、奨励金の確定につきましては、私どもの方に施行規則がございまして、その中の4条の中に奨励措置の申請という項目がございます。この中には事業開始の日から30日以内に申請をしなければならないということでございます。これによりまして、それぞれの提出項目がございますその内容を精査した上で助成金が決まるということでございますので、今のところ助成金についてはまだ正確に決定をしてございません。

それから、次、2点目に民有地についてであります。今回予算化してございます羽咋郡市広域圏事務組合が所有している土地を町が借り上げて企業へ無償で貸与する形ですが、同じく民有地についても町が借り上げて無償に貸与するものであるものでございます。したがって、企業誘致対策事業費に含まれております。

それから、3点目でございますが、企業等立地促進条例では奨励助成金と便宜供与に伴う造成事業費は別なものでございまして、今回の誘致にかかわる民有地借り上げ料、施設

造成事業費については、町企業等立地促進条例施行規則の第3条を適用し、奨励金の助成額は町長が定めるとあることから、民有地借り上げ料、施設造成事業費は奨励助成金から差し引くことといたしたいと存じます。なお、1億円を超えることがないものでございます。

それから、4点目でございますが、奨励措置の資格についての件でございます。当然従業員の人数定数が、今回のバイオマス発電施設は製造業となるか、またその他の業種になるかによって人数の制限は異なってくることにはなりますが、現時点では、企業から提出のあった進出計画では、地元雇用10名以上となることから問題ございません。

次に、5点目の年間2万トンの木質資源必要量に不足が生じた場合、町が保証することになっているかについてでございます。この件につきましては、日本バイオマス開発株式会社が資源エネルギー庁への国庫補助申請をするに当たり、町が不足分について保証する旨の記載があったことは事実でございます。

その後、日本バイオマス開発株式会社と再度協議をいたし、企業が独自で努力をし、民間の事業者から購入して、必要とされるチップの全量を企業が責任を持って確保することとなっております。

また、当然新しい事業の展開でございますので、地元のチップ業者への、町としては支援要請に協力することは当然のことだと考えているところでございますので、町が不足分を保証するということはございません。

次に、6点目のだれがチップ化をするかという問いでございますが、これにつきましては、やまがたグリーンパワー株式会社では3社との契約をしていたと思っておりますが、当町においても県内外の事業者から木質チップの提供をしたいとのアプローチもあることから、近隣で破砕機を有している会社がチップ化をして、当企業が有償にて木質チップを購入するものでございます。

それから最後になりますが、7点目でございますが、冷却用廃水の処理については、今回、企業から冷却水は循環使用するなどし、水量を最小限にする効率的な水利用を図るとともに、排水は陸上輸送の方法を含めて検討し、企業で責任を持って対応する旨の回答をいただいていることをここに御報告申し上げます。

いずれにいたしましても、今後締結する協定書において明確に記載していきたいと存じますので、御理解賜りたいと思っております。

以上でございます。

議長（近岡義治君） 次に、3番 津田 勤君。

〔3番 津田 勤君 登壇〕

3番（津田 勤君） 3番議員の津田です。

私は、2点質問させていただきます。

まず1点目ですが、平成16年8月に旧志雄町に寄附していただいた加賀藩十村役、岡部家の保存整備計画についてお伺いいたします。

午前の町長の提案理由の説明の中にもありましたが、十村屋敷保存整備マスタープランに基づき保存整備を行ってまいることとしておりますとのことでしたが、マスタープランでは、17年度から20年度の4年間で11億9,000万円という巨額の費用が盛り込まれております。また、財政状況の極めて厳しい環境のもとにあるものの、地域の貴重な文化財資源の保全と活用はすべからず時期を失することは許されないともうたっております。

そこで、町長にお伺いいたします。

マスタープランに基づきどこまで整備をするのか、経費は幾ら見込んでいるのか、また、県からの支援はどのようなものになっているのかをお伺いいたします。

次に、2点目ですが、この質問も過去に何度も出ている中学校の統合問題です。私もいま一度、小学校の統廃合問題もあわせてお伺いいたします。

19年度現在、中学校の生徒数は、押水中学252名、志雄中学220名、計472名、5年後は計448名、24名の減、10年後は358名と何と114名の減と、だんだん生徒数は減っていく一方であります。

このことは当然、小学校の生徒数の減少も同じであり、一部の小学校ではこの6年後には1クラス10人、全学年で85名、1学年当たり平均で約14名と大変少ない人数になってしまいます。人数が多ければいい教育環境であるとは思いますが、余りにも少ない小学校では財政的にも教師の確保についても大変厳しいのではないかとと思いますが、今後どのような対応をなされていくかを教育長さんにお伺いし、私の質問を終わります。

議長（近岡義治君） 町長 中野茂一君。

〔町長 中野茂一君 登壇〕

町長（中野茂一君） 3番 津田議員の御質問にお答えいたします。

岡部家の今後の整備計画についての御質問であったわけであります。岡部家につきましては、先人から受け継いだ文化財を保存整備し後世に伝えることは、現在の我々に課せられた重要な責務であると考えております。また、先般改正された国の教育基本法において

も、伝統と文化の尊重が強調されており、こういったことを考えて、荒廃状態の岡部家を改修することは、文化的まちづくりの上でも極めて有意義なことであると考えております。

しかし、現在のやはり町情勢の財政を考えますと、あくまでもマスタープランは参考でありまして、現在の岡部家の改修計画につきましては、雨漏り、それから床板の陥没など、損傷が著しいことから、平成19年度より石川県指定部分については2億2,700万円余りの費用を投じて改修したいと考えております。

この財政的な内訳でございますけれども、県補助2分の1を受け、4年間で半解体を行い、原状回復を図りたいとするものであります。また、これとあわせて岡部家の調査をし、国の方へ、国指定文化財の申請も視野に入れて調査をしながら解体・修復してまいりたいと、こう考えております。

また、19年度において、一部県指定の部分ではございませんけれども、岡部氏が住宅として利用していた部分と、あるいはまた、それぞれの土蔵等につきましては、平成18年度とあわせて一部取り壊しを行い、指定部分については先ほど申したとおり、足場の設置と覆い屋根の設置をするとともに、一部本体の解体にも取り組みたいと考えております。

平成19年度の事業についてはこのような形で進めさせていただきたい、そして4年かけて2億2,700万円の事業費でこの岡部家の改修を終えたいと、そしてその時点で国の方へ国指定を働きかけ、できることなら国指定をいただきながらさらに国の補助をちょうだいしながらやっていけば、今よりは効率的な形での保存整備ができるのではないかと、これは先のことでございますので、現段階で考えているのは4年間で2億2,700万円を投じて改修したいということで御理解を賜りたいと思います。

その次の問題につきましては、教育長が答弁いたします。終わります。

議長（近岡義治君） 教育長 田畑武正君。

〔教育長 田畑武正君 登壇〕

教育長（田畑武正君） 津田議員の小・中学校の統廃合についての御質問にお答えをさせていただきます。

まず、小学校の統廃合につきましては、今後の10カ年の児童数の推移、一部今ほどお示しにもなりましたけれども、それを見た場合に、最も児童数の少ない宝達小学校においても複式学級になるというような児童の減少は予想されません。したがって、小学校の統廃合は現在のところ考えていないということでございます。

また、中学校の統合問題につきましては、昨年11月の議会でも町長の方から答弁をし

いただいているとおりでございます。考え方に変更はございません。町財政改革大綱の趣旨にのっとり、設置が予想されます中学校統合検討委員会において、今ほど議員御指摘のとおり、生徒数のそういう推移とかあるいは校舎や施設の老朽化等々、そういう点をより詳細な点から総合的な議論をちょうだいして、その答申を踏まえて決定されていくものだというぐあいに理解をいたしておりますので、ひとつよろしくお願い申し上げたいと存じます。

議長（近岡義治君） 次に、12番 小島昌治君。

〔12番 小島昌治君 登壇〕

12番（小島昌治君） 私は、日本共産党を代表して以下3点について質問します。

まず、第1番目は、町の財政状況と町民生活の実態についてであります。

平成19年度予算を決定するこの3月定例議会で、現在の町の財政状況と町民生活の実態を正しく把握しておくことが予算案への重要な判断基準となると同時に、今後の町政運営にも重要だと考え、これについてお聞きするものであります。

まず、財政状況についてお聞きします。町執行部は現在の財政状況の説明として、今月2日、議会全員協議会の場でA4の原稿用紙4ページ立ての宝達志水町の財政状況を示されました。しかし午後からの会議でもあり、簡略な説明をすることが要求されたためなのか、なぜそういう状況になったのかの視点が欠けているように思われましたので、それについてこの場でお聞きするものであります。

1点目は、経常経費の増加が町財政の大きな負担になっているということについてであります。御存じのように経常経費とは、性質別歳出のうちの人件費・扶助費・公債費など支出が毎年続く経費のことであり、説明資料では人件費が減ってきているとされていますし、今年度予算案でも職員人件費や議員の歳出の減少で1億5,000万円以上が削減される予定ですから、問題は扶助費と公債費に重点が置かれます。

扶助費に関しては予算に占める割合が平成18年度、17年度はやっと5%を超えましたが、それまでは旧志雄町、旧押水町、両町でそれぞれ2%台や3%台であり、県内で比較しても、また国内で比較しても余りにも低過ぎた割合でありました。ちなみに内灘町や野々市町は平成17年度ですが、10%を超え、羽咋市でも7%台であります。

ただ、ここ数年の扶助費率の上昇の大きな原因は、自民党小泉旧内閣による福祉や教育の補助金や負担金の削減と廃止にあると思います。それと同時に、そもそも町が福祉や教育に力を入れれば、職員の配置が大きな要素を占めるサービスですし、扶助費がふえるの

で経常収支比率が高くなるのは当然であります。扶助費の2%台や3%台が5%台になったからといって、財政を今の状況に至らしめたとは言えないと思います。

では、残った公債費はどうでしょうか。これは、国の政治が私は大きく影響していると思います。国の政治が実は平成2年にいづれ日米共同協議で対アメリカへの公約として10年間で430兆円の公共事業を行う、こういうふうになりました。このことを背景に、全国の都道府県と市町村では大型開発に熱中し始めました。当町においても旧両町で投資的経費が歳出の30%を境にこのときから行ったり来たりする、そういう異常な予算編成が続いていくのであります。

しかも、国や県の補助事業から地方単独事業の割合もずっと大きくなってきています。これが国主導で行われてきたのであります。それに引き続いて、バブル経済が崩壊した後、景気対策として、実際は大企業や大銀行の借金を減らす目的の公共事業をどんどん市町村含めて行っていき、借金を国も地方もウナギ登りにふやしていきました。

旧両町もそれまでは大きな公共事業といえば学校の改修や養護老人ホームの建設など、町民生活に密着していたものでありました。ところが、車の往来が一日に数台の10億円を超える旧押水地域の地域振興農道や米出インターのフル規格化など、町民生活とかけ離れた公共事業がこれでもか、これでもかで行われていって借金をふやし、公債費をふやしていく、今これが公債費比率を高め、経常収支比率を高めているのではないのでしょうか、お聞きするものであります。

2点目には、借金が膨らんでいる根拠に、公債費負担比率の高さを指摘しています。前述したように、国の主導のもと、公共事業をどんどんふやしてくればそうなるのは当然、ただ借金にも交付税措置されているものを含めた借金返済の指標が公債費負担比率ですし、交付税措置をされている部分を差し引いたものが起債制限比率であります。

この起債制限比率は、全協の場では示されましたが、質問で口頭で示されましたが、表の中では示されていなくて、交付税措置を含めた借金の額だけが強調されるのはなぜでしょうか、お答え願いたい。ちなみに、公債費負担比率は交付税措置があるからという理由で、町が政府の誘導に乗り、県を通した政府の誘導により公共事業を膨らませ、借金を拡大してきた状況を明らかにする指標となっているのではないのでしょうか。

つまり、公債費比率の高さの責任は町民の扶助費ではなく、町当局とそれを承認してきた議会にあるのではないのでしょうか。

3点目は、預金が底をついていることについてであります。

この原因は、最初にもお話ししたように、身の丈を超える公共事業のツケもありますが、決定的になったものは平成16年度の地方交付税の12%という一方的な削減であります。旧押水町、旧志雄町合わせて数億円規模の交付税の削減が一方的に三位一体の改革という名で行われたことでもあります。

戦後、地方交付税制度が確立して以来、初めての異例のことでありました。驚きました。各地で自治体が悲鳴を上げ、基金を取り崩し、実質赤字予算を組まざるを得ないところまで出たのであります。だから地方六団体も含め、国に対して怒りが集中したのは当然であります。宝達志水町も日本という国の中の一自治体です。預金が底をついている原因の中心がここにあるのではないのでしょうか。

次に、町民生活の実態について、一つ一つお聞きするものであります。

その国の平均所得の半分以下の所得しかない所得を貧困ライン所得といいます。この貧困ラインという言葉は、私が勝手に決めたものではなく、国連でも国際的にも広く使われている社会科学的な定義であります。

さて、昨日、一般新聞には2004年度の1人当たり県民所得の都道府県の順番が掲載されておりました。石川県は19位で、1人当たりの所得が平均279万円でありました。ところが、町長、宝達志水町では年間所得33万円以下の世帯がどれだけあるか御存じでしょうか。また、年間所得が33万円以上で100万円以下の世帯がどれだけあるか御存じでしょうか。税務課長に答えていただきます。

次に、国民年金の加入状況で、減額免除制度の利用条件と利用者数及び保険金未納者数を教えてください。住民課長にお聞きします。

また、生活保護基準の1.5倍の世帯の子供が受給できる就学援助制度の利用状況を過去5年分にさかのぼり教えてください。学校教育課長にお聞きします。

これらを踏まえた上で、町長にお聞きします。

町長は、税金の意義をどうとらえておられますか。そして地方自治法で規定する自治体は福祉の増進を図る機関だということが切実に求められていると思いますがいかがでしょうか。

次に、2点目に、公共工事の契約と現場で働く労働者の賃金確保についてお聞きするものであります。

2月半ばに総務省と国土交通省が地方自治体発注の公共工事に関する談合防止策の素案を発表しました。現在、自治体の47%にとどまっている一般競争入札をすべての自治体に

導入する、そういう中身がもう加わったものであります。

つまり、国は談合の温床としての指名競争入札を改めて、地方自治体が規定する本来の契約の方法に戻せと言っています。この指摘を町行政ではどう受けとめ、どう改善を図っていくおつもりなのかをお聞かせ願いたい。また、電子入札の展望についてもお聞かせください。

また、今紹介した素案は、総合評価方式で落札業者を決めるよう手続を簡素化するようにと指摘しています。これは価格だけで落札業者を決めるのではなく、技術力なども評価するようという指摘であります。安かろう、悪かろうではだめだということでもありますし、同時に業者に無理だけさせるやり方もだめだという指摘であります。この指摘をどう受けとめたのかもお聞かせください。

次は、設計労務単価が町発注の公共事業で守られているのかどうか、これを調べる手だてが今の条例上あるのかどうか教えてください。

次に、国連で決められ、日本はいまだ批准しておりませんが、公契約法についてであります。

全国で291の自治体が国にこの公契約法を批准するようとの意見書を提出しています。この公契約法に基づく公契約条例とは、自治体が公共工事や委託事業を民間業者に発注する場合に、その事業に働く労働者の賃金を適切に確保させる制度であります。

これは、雇用ルールを確立させ、地域経済を立て直す力を持っていると思います。公正なルールが確立されて適正な賃金や労働条件の改善が図られるならば、地場賃金が底上げされて自治体財政の再建に寄与していくものだと思います。安ければいいと財政難を理由に自治体自身がダンピング競争に参加し、安心・安全を損なって初めて公契約条例を考える自治体が多くあります。税金で発注した事業や委託がダンピングやピンはねの対象になり、結果、税金で貧しい人をつくる状況にあるのではないのでしょうか。国と自治体が率先して公正な発注ルール、地域雇用のルールを確立することが求められるのではないのでしょうか。公契約条例をつくるお考えはありませんか。町長にお聞きします。

最後に、ごみ袋有料化構想を通しての行政改革についての質問であります。

まず、平成21年度にごみ袋の無料配布をやめて有料化にすることについての理由をお聞きします。

次に、ごみ収集の業者委託の契約金額についてお聞かせください。

最後に、ごみ袋の原価についてお聞きして質問を終わります。

議長（近岡義治君） 町長 中野茂一君。

〔町長 中野茂一君 登壇〕

町長（中野茂一君） 12番 小島議員の質問にお答えいたします。

質問3点でございましたけれども、内容はたくさんございました。それぞれ所管する担当課長からそれぞれの立場で答弁をさせますが、私といたしまして、宝達志水町の財政はというふうに厳しいか、また、扶助費を削らなければならないような厳しさなのかという御質問について答弁いたします。

先ほども述べましたが、基金残高がほとんど底をついた状況であります。突発的な財政需要にも対応できない状態であるということ为先ほども申したわけでございます。

これらにつきましても先ほどから何度も答弁させていただいているわけでございまして、それぞれの要因はいろいろあるわけでございまして、議員指摘の件も要因の一つかと思いますが、やはり新町誕生しまして、それぞれの地域格差をなくすために、あるいはまた町民の……ために平成18年度思い切った背水の陣をとった予算編成をしたということも一つの要因ではないかなと考えておりますので、御理解賜りたいと思います。

なお、19年度においては扶助費の削減はいたしておりません。20年度以後はこれから増加する公債費、扶助費等に対応するため、合併の基本方針である「サービスは高く、負担は低く」という行政サービスについてもあらゆる施策について聖域を設けず、事務事業の見直しを実施するなど財源不足の解消を図りながら、持続可能な財政運営を行うべく身の丈に合った予算編成に努めていかなければいけないと考えておりますので、御理解賜りたいと思います。

次に、税金の意義についてどう考えているかという御質問でございます。

町民の生活が厳しくなっているという認識はお持ちかということでございまして、まず、地方自治法が規定する住民の福祉の増進が今切実に求められているという認識はという御質問でございますが、第1点目として、税の意義でございますが、国民や地方公共団体は社会福祉などの公共サービスを提供するために必要な経費として、国民や住民に広く負担を求め、税金を納税していただいているものでありまして、次に、町民の生活が厳しくなっているという認識を持っているかということでございますが、税に関して申し上げれば、税金はそれぞれ、所得や資産などの負担能力に基づき、応分の負担をしていただいておりますことから、決して税をとらえてみますと、生活を厳しくするようなことはないという認識しております。

また、地方自治法が規定する住民の福祉の増進が今切実に求められているという認識についてでございますが、本町でも少子高齢化が進んでいると認識しておりますが、そのために、安心・安全のまちづくりを初めさまざまな福祉施策の観点から住民福祉の増進は不可欠になっているということの認識は私も常に持っております。

今後も、社会状況の変化に応じた各種施策に誠心誠意取り組んでいきたいと、こう考えておりますので、御理解と御協力を賜りたいと思います。

続いて、ILO94号条約の趣旨に基づいて公契約条例を考えるにつきましてという質問でございますが、現在我が国がILO94号条約を批准していないことから、私は本町としては条例の制定は考えておりません。

次に、平成21年度になぜごみの無料化をやめて有料化にするのかという質問でございます。一般廃棄物の有料化については、議員も御存じのとおり、国が平成17年、経済的手法による廃棄物の発生抑制、あるいはまた減量化を進めるため、有料化を促進すべきだとしてきたところであります。現在、県内10市町において指定ごみ袋、または指定シールにより全量有料化を実施しております。

羽咋郡市内においては、世帯数に応じて現在無料配布を実施しておりますが、不足する分については購入いただいております。

また、我が町においても去る2月9日に町廃棄物減量化等の審議会が開催され、議員各位が活発な意見を交わされた結果、ごみ袋無料配布枚数を段階的に減らしながら、ごみ袋の有料化を住民の皆様方に周知し、実施していただきたいとの答申をいただいております。

この答申を尊重して、私どもといたしまして、県内の動向を踏まえ、平成21年度からごみ袋の全量有料化を実施したいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

その他、幾つかの質問については、それぞれ担当課長から答弁をさせますのでよろしくお願いたします。

議長（近岡義治君） 企画財政課長 中村清康君。

〔企画財政課長 中村清康君 登壇〕

企画財政課長（中村清康君） それでは、12番 小島議員の御質問にお答えをしたいと思います。

町の財政状況について、経常経費の増加と経常収支比率の悪化についてであります。

このことは、本町の財政状況の現状につきましては、経常経費である公債費、扶助費の義務的経費の増及び一部事務組合の負担金、老人保健・介護保険特別会計への繰出金の増

加が財政の硬直化を進めている要因となっております。

その中で、福祉・教育施策の重点化は、増加の一つの要因となりますが、社会構造的に発生する社会保障関係経費、増高する公債費の占める割合の上昇が財政硬直化の主たる要因であり、特に公債費の指標については、注視しながら財政の運営に取り組んでいかなくてはなりません。

経常収支比率は、人件費・扶助費・公債費等の経常経費が、町税・普通交付税等の経常的に収入される一般財源にどの程度充当されたかを示す指標であり、臨時的な経費である普通建設事業の経費については経常収支比率の対象とされていないため、普通建設事業の抑制が経常収支比率の上昇の直接の原因ではございません。

次に、2番目には、借入金が増らんでいると、根拠に公債費負担比率を提示しているが、起債制限比率を提示しないのはなぜかという御質問でございます。

公債費の負担をあらわす指標については、公債費比率、起債制限比率、公債費負担比率及び17年度決算より新たに用いられることになりました実質公債費負担比率があります。

予算資料で使用しています公債費負担比率につきましては、公債費に充当される一般財源が一般財源の総額に占める割合をあらわす比率であります。高ければ高いほど財政運営の硬直化が進んでいることをあらわしております。起債制限比率につきましては、これは一般会計における地方債の許可制限に係る指標として用いられておりますが、今後、一般会計のみならず事業会計等を含めた実質公債費比率が新たな地方債許可制限の指標として用いられるため、今回は提示しておりませんが、参考までに平成17年度起債制限比率は11.3%であり、前年度よりも0.8%上昇をしております。起債制限比率が14%を超えると、公債費適正化計画の策定が求められると。また、これは起債制限比率は20%を超えると地方債の単独事業でございますが、これが許可されないという指標でございます。

次、3点目には、基金が底をついている原因は何かということで御質問でございます。

平成16年度末には約16億5,000万円でありました基金ですが、平成19年度末には、何度も言いますが、約7,800万円となる見込みであります。基金としてほとんど底をついた状況にあります。主な要因ですが、格差是正の解消を図るための道路整備等の合併関連経費、行政サービス統一による経費の増及び公債費、扶助費等の経常経費の増加により、財源を補うために取り崩さざるを得なくなったことに原因はあります。

次に、公共事業の契約について、質問には全国の自治体で行われている一般競争入札をすべての自治体で行うようにと、指名競争入札を縮小せよとの指摘をどう受けとめたかと、

2点目には、総合評価方式の手続を簡素化するようにとの指摘をどう受けとめたかと、また3点目には、電子入札未実施の自治体は速やかに導入するという指摘をどう受けとめたかという御質問でございます。

公共工事をめぐる入札談合事件の摘発が相次ぐ中、総務省や国土交通省のみならず、全国知事会でも公共調達に関するプロジェクトチームを立ち上げ、談合の根絶に向けて取り組んでいることは極めて深刻な問題と受けとめております。

石川県でも、平成18年12月の全国知事会における都道府県の公共調達改革に関する指針の緊急報告を受け、平成19年4月から制限つき一般競争入札の対象工事費を5,000万円以上に、同じく10月からは3,000万円以上に拡大するよう取り組んでいくと聞いております。全国的にも制限つき一般競争入札を推進する傾向にあることから、本町におきましても公共工事の入札及び契約の適正化について前向きに検討していきたいと考えております。

ただ、制限つき一般競争入札の導入につきましては、対象工事の金額につきましても羽咋郡市内の状況を見ますと、2億円以上、3,000万円以上とばらつきがあることから、また、入札公告から落札、契約までの最低2カ月近くの期間が必要なこと、さらに、工事成績評定の導入を行わなければならないことなど、解決しなければならない課題がたくさんあります。早急に導入するわけにはいきませんが、当町の入札・契約手続委員会等で一つ一つ取り組んでいきたいと考えております。

2番目には、総合評価方式につきましては、国土交通省が入札契約適正化研究会の中で、市町村に向けて超簡易型の総合評価方式マニュアルを提示するというのを聞いておりますので、それが出されてからあわせて検討していきたいと考えております。

3番目の電子入札につきましては、平成22年度までに導入するようにと県からの指導があります。導入に当たっては、初年度で600万円から700万円ほどの環境整備費用がかかります。現在、電子入札は、石川県を初め比較的に入札件数や年間の契約金額が大きな3市1町の自治体の実施をいたしております。本町といたしましても、近隣の動向を踏まえ、検討していきたいと考えております。

次に、設計労務単価が町発注の公共工事で守られているか、また、建設退職金制度により、証紙が現場労働者に張られているかという御質問でございます。

設計労務単価につきましては、石川県から出されている単価を準用しております。設計価格を積算しておりますし、入札時には最低制限価格を設けて低入札にならないようにしておりますので、単価は守られているものと考えております。

建設退職金制度につきましては、中小企業退職金共済法により建設現場で働く方々のためにつくられた退職金制度ですが、本町では、これに加入している業者については、入札参加資格申請時に提出される経営審査事項で加点されたものを点数化したしております。また、本町の発注工事で、証紙が各労働者の共済手帳に張られているかどうかの確認につきましては、個人の所有であるためいたしておりません。

しかし、工事完了時に請負業者に工事完成書類と合わせて、証紙購入に係る建設業退職金共済制度掛金収納届書の提出をいただいております、それをもって確認をいたしております。

次に、公共工事の下請の中小業者の適正収益が適正に確保されているかという御質問でございます。

町発注の工事におきましては、元請業者は入札で決定をいたしますが、その元請業者と下請業者の間での元請と下請の取引については、町が介入することはありませんので、いたしておりません。なお、下請業者を使った場合には、町へは下請人通知書を提出いただいておりますが、下請契約内容等は町が立ち入ることではないというふうに考えております。

次に、建設退職金制度と下請の中小企業者の適正収益が適正に確保されていることが入札参加資格条件になれば、建設労働者も喜び、町税収入の面からもプラスになるとの考えがあるかどうかという、これを総合評価方式の条件に入れることがどうかという御質問でございます。

設計労働単価の採用や建設退職金制度の導入、中小業者の適正収益が適正に確保されているかということと、町税収入との関連を把握することはなかなかできないものと思われまます。

総合評価方式の評価点には、工事の技術提案の評価と過去の工事の実績等による確実性の評価、また企業としての安全管理や除雪・災害時における地域貢献度の評価等を加点するような動向にあります。建設退職金制度による加点は、もう既に入札参加資格申請に取り入れておりますので、これをまた総合評価方式の条件に入れることについては、今後検討していきたいと考えております。総合評価方式につきましては、平成17年にできた新しい法律に対応する入札方法ですので、今実施しているのは国・県とモデルケースを扱った1市のみでありまして、県の方でも市町向けの研修会や検討会を予定しておりますので、価格のみならず品質についても総合的にすぐれた契約が確保されるよう、職員の研修や検討会を重ねて取り組んでいきたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

議長（近岡義治君） 住民課長 田中外志治君。

〔住民課長 田中外志治君 登壇〕

住民課長（田中外志治君） それでは、最新の国民年金の加入状況と減額免除制度の利用条件、その利用者、また未納者数はとの御質問でございますが、本町における国民年金の加入状況につきましては、1月末現在、自営業者等が加入する第1号被保険者は1,900人。また、サラリーマンの妻等が加入する第3号被保険者につきましては824人となっております。また、2号保険者、これは働いている方の加入ですが、これにつきましては、年齢的には16歳から70歳というような形で、本町における加入者については現在のところ把握できておりません。

また、国民年金の免除申請につきましては、昨年の7月、今まで全額と半額の免除はございましたけれども、それに4分の3、4分の1の免除制度が追加され、保険料の納付がしやすくなっている現状でございます。

免除の条件といたしましては、いずれも本人・配偶者・世帯主の前年所得が一定の基準以下の方、また天災等による損害や失業等で経済的な困難な方が対象で、1月末現在では222人が利用されているところでございます。さらに、30歳未満の方には若年者納付猶予制度がございまして、現在33人の方が利用されております。学生の方につきましては、学生納付特例制度がございまして、121人がその利用者でございます。そのほかに、障害年金受給者、また生活保護の方には法定免除制度がございまして、本町では155人の利用がなされております。

一方、保険料の未納者数でございますけれども、11月末現在で本町では125名の数字でございます。この未納者数につきましては、今後とも町、それから社会保険事務所、またそこから委託を受けております国民年金推進員の方、そういった方々と連携を深めながら、年金の未納者の減と、それから減免制度の周知を図っていく、そして年金の未納者、そういった方の最終的には人数の軽減に努めていきたいというふうに考えております。

議長（近岡義治君） 税務課長 太田永作君。

〔税務課長 太田永作君 登壇〕

税務課長（太田永作君） 所得が33万円以下の世帯並びに33万円を超え100万円以下の世帯は何世帯ということですが、これはあくまでも国民健康保険所得割階層別分類表で平成18年7月のデータでございます。33万円以下の世帯は1,025世帯で全体の38.0%で、33万円を超え100万円以下の世帯は497世帯で全体の18.4%です。

以上です。

議長（近岡義治君） 環境安全課長 田村淳一君。

〔環境安全課長 田村淳一君 登壇〕

環境安全課長（田村淳一君） それでは、小島議員の御質問にお答えいたします。

ごみ袋有料化構想についてということで、まず1点目、契約金額についてはどうかということでございますが、平成17年度におきましては、羽咋郡市の状況でございますが、宝達志水町3,953万2,500円の契約額でございます。羽咋市におきましては6,079万5,000円でございます。志賀町におきましては1億511万3,900円の契約になってございます。宝達志水町を100と置きますと、羽咋市が77.9%、志賀町が143.6%という形に、これは年間の処理量で案分しますとこういう形になろうかと、このように考えています。

それと、本町の契約金額につきましては、その本町の地域の特性や効率性などを総合的に勘案し、本町の契約額についてはおおむねよいと考えております。ただ、今後も委託内容を見直す必要がある場合におきましては、順次、見直しをかけていきたいと考えております。ちなみに、平成18年度の宝達志水町の請負金額につきましては、3,622万5,000円でございます。なお、この契約につきましては、3社で入札を行っております。

次に、現在各家庭に無料配布されている分のごみ袋の原価総額は幾らかという御質問でございますが、平成19年度分のまだ配布は行っておりませんが、平成18年度の無料配布実績で申し上げますと、ごみ袋の原価は1枚当たり9円66銭でございます。

無料配布枚数は町内全域を含めまして30万9,404枚でございます。

したがって、ごみ袋の原価総額は298万8,842円となります。

以上でございます。

議長（近岡義治君） 学校教育課長 松田正晴君。

〔学校教育課長 松田正晴君 登壇〕

学校教育課長（松田正晴君） 小島議員さんからの就学援助制度の利用条件と利用人員についてのお尋ねでございます。

就学援助制度の対象となるものは、宝達志水町に住所を有する学齢児童生徒の保護者でございまして、学校で必要な費用を負担することが経済的に困難であると思われる方がその対象になります。具体的に申しますと、次のいずれかの項目に該当しておれば支給されるわけでございます。

まず、第1番目には、生活保護法の規定により要保護者となった方、2番目には、児童

扶養手当法により認定を受けた受給資格者の方で、現在その支給を受けておられる方、3番目には、1番目の要保護者または2番目で申しました受給資格者に準ずる程度に生活が困窮していると認められるもので、前年の収入が、厚生労働大臣が定める基準に基づいて算定した需要額の1.5倍以内の方と、こういう基準がございます。その他といたしましては、生活実態に応じまして教育委員会が特に必要と認めた方と、こういう条件がございます。

次に、平成14年度から平成18年度までの利用人員、対象児童生徒数で申し上げますと、平成14年度は34名、平成15年度は50名、平成16年度は58名、平成17年度は同じく58名、平成18年度におきましては60名となっております。

以上でございます。

議長（近岡義治君） 12番 小島昌治君。

〔12番 小島昌治君 登壇〕

12番（小島昌治君） 最初に質問しましたように、年間所得で33万円以下の方が1,050世帯、33万円から100万円までの人が約500世帯、宝達志水町の町民、この人らの安全と命と、私は議会、当初だけではなくて執行部の方々、議会がこの人らだけではないですけども、この方々の安全・福祉・教育を担っとるんですよね。だれでもそうやと思っとるんです。ここを知らないで、この人たちが幸せにならないで全体が幸せになれるはずはないし、町の発展もないと思っています。

そんなときに、先ほども言われたし、全協でも話がありましたけれども、ごみ袋が有料化されていく、しかもその有料化の原因は減量化というふうなことなんですけれども、実は、ごみ袋の収集の総トン数とか、いろいろと津幡、羽咋、志賀、旧富来、内灘あたりをずっと比べてみたんです。そうしましたら、宝達志水町というのはほかの市町村に比べて、可燃物ですけども収集量の比率というのは低いんです、1人当たり。そして、全体の、先ほど言いました年間所得33万円以下の方々が1,000世帯いると、4,000数百世帯のうちの1,000世帯ですよ。ごみ袋はこれまで税金でやられとったんですよね。ごみ袋、ごみの収集は。新たにごみを有料化するというのは、新たな税金を取るのと一緒なんです。

そういう33万円以下の方々とか所得の低いの方々、言い方は変ですけども、困らせるには何にも私は要らないと思います。刃物は要りません。扶助費を削ればいいし、生活にかかわる関連予算を削りゃいいだけなんです。でもそれをすると地方自治体としての市町村としての役割がなくなりますから、行政改革や、これから進めていかれるでしょうけれど、

一緒に進めていくんですけれども、そのときには必ず町民の生活実態というのをに入れてやっていかれるおつもりかどうか、それをもう一度、それを再質問で聞かせてください。

議長（近岡義治君） 町長 中野茂一君。

〔町長 中野茂一君 登壇〕

町長（中野茂一君） 小島議員の再質問でございます。

それぞれの所得というものには十分配慮していかなければいけないというのは、やはり行政の姿でございます。先ほど税務課長から申した数字につきましては、やはり真摯に受けとめながら、そういった世帯に対してどう対応していくかということはやはり今後検討していかなければいけないと思っていますけれども、今ここでどうする、こうするという問題についての明言は避けさせていただきたいと思います。

議長（近岡義治君） いいですか。

以上で、通告のありました一般質問がすべて終了いたしました。

これをもって一般質問を終結いたします。

委員会付託

議長（近岡義治君） お諮りいたします。議案第2号から報告第3号までの議案40件、報告2件は、議案審査付託表のとおり、各常任委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

議長（近岡義治君） 御異議ないものと認めます。したがって、議案第2号から報告第3号は議案審査付託表のとおり、各常任委員会に付託することに決定いたしました。

休会の議決

議長（近岡義治君） お諮りいたします。委員会審査のため、明3月9日から3月18日までの10日間休会としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

議長（近岡義治君） 御異議ないものと認めます。したがって、明3月9日から3月18日までの10日間休会することに決定いたしました。

散 会

議長（近岡義治君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

なお、次回は3月19日午後2時から会議を開きますので、御参集ください。

本日はこれにて散会します。

お疲れさまでした。御苦労さまでした。

午後3時11分散会

平成19年3月19日（月曜日）

出席議員

1 番	萩 山 恭 子	8 番	守 田 幸 則
2 番	柴 田 捷	9 番	北 本 俊 一
3 番	津 田 勤	10 番	中 川 信 夫
4 番	中 谷 浩 之	11 番	金 田 之 治
5 番	川 崎 與 一	12 番	小 島 昌 治
6 番	岡 野 茂	13 番	北 信 幸
7 番	林 一 郎	14 番	近 岡 義 治

欠席議員

な し

説明のため議場に出席した者の職氏名

町 長	中 野 茂 一
助 役	中 江 映
収 入 役	齊 藤 喜久治
教 育 長	田 畑 武 正
総 務 課 長	北 山 茂 夫
情報推進室長	高 下 良 博
企画財政課長	中 村 清 康
住 民 課 長	田 中 外志治
税 務 課 長	太 田 永 作
環境安全課長	田 村 淳 一
健康福祉課長	柏 崎 三代治
農林水産課長	藤 本 和 善
建 設 課 長	土 上 猛
上下水道課長	上 井 信 昭

学校教育課長	松田正晴
生涯学習課長	源大恵
会計課長	米谷勇喜
志雄病院事務局長	山本実

議事日程

- 日程第 1 委員長報告
- 日程第 2 委員長報告に対する質疑
- 日程第 3 討 論
- 日程第 4 採 決
- (追加日程)
- 日程第 1 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 2 質 疑
- 日程第 3 討 論
- 日程第 4 採 決
- 日程第 5 石川県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙
- 日程第 6 宝達志水町議会改革特別委員会設置及び同委員の選任
- 日程第 7 各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査

開 議

議長（近岡義治君） 3月8日に提出しました会期日程の一部に誤りがありましたのでこれを訂正し、お手元に配付してあります。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、3月8日の本会議に引き続き、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

委員長報告

議長（近岡義治君） それでは、日程第1 委員長報告を行います。

さきに各常任委員会に付託いたしました議案について、審査の経過並びに結果について各常任委員長より報告を求めます。

初めに、産業建設常任委員長 川崎與一君。

〔産業建設常任委員長 川崎與一君 登壇〕

産業建設常任委員長（川崎與一君） それでは産業建設常任委員会の方から報告させていただきます。

今定例会において当委員会に付託されました案件につきまして、去る3月12日に産業建設常任委員会を開催し、町執行部及び関係職員の出席を求め審査をいたしましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、審査付託表のとおりであります。

町当局から細部にわたる説明を受け、各議案を慎重に審査した結果、議案11件、報告1件は原案のとおり可決または承認すべきものと決定いたしました。

なお、審査の過程において、中山間地における高齢化等に起因する人手不足に対応した施策に取り組みたい、もう1点、厳しい財政状況下ではあるが、住民ニーズにこたえるべく最大限の努力を傾注されたいとの意見が出されました。

その後、平成19年度主要施策の現場視察を行い、解散をいたしました。

最後に、当委員会では、所管事務調査のため閉会中の継続審査について議長に報告し、本会議において決議を願うことで議員各位の了承をいただいたことも、あわせて御報告いたします。

以上、当委員会に付託されました案件の審査の過程と結果について御報告申し上げましたが、議員各位におかれましては、当委員会同様の御決議を賜りますようお願いを申し上げます。産業建設常任委員長報告といたします。

議長（近岡義治君） 次に、教育厚生常任委員長 林 一郎君。

〔教育厚生常任委員長 林 一郎君 登壇〕

教育厚生常任委員長（林 一郎君） それでは教育厚生常任委員長報告を行います。

今定例会において当委員会に付託されました案件について、去る3月14日に教育厚生常任委員会を開催し、町執行部及び関係職員の出席を求めて審査いたしましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、審査付託表のとおりであります。

町当局から細部にわたる説明を受け、各議案を慎重に審査した結果、議案13件は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査の過程において、委託管理費については透明性を高め適切な執行に努めよ、財政状況の厳しい中ではあるが住民福祉、教育の向上のため施策効果を高められたい、条例の制定や改正にあっては住民が理解しやすい言葉や方法で周知を図られたいとの意見が出されました。

その後、平成19年度主要施策の現場視察を行い、解散しました。

最後に、当委員会では、所管事務調査のため閉会中の継続審査について議長に報告し、本会議において議決を願うことで委員各位の御了承をいただいたことも、あわせて御報告いたします。

以上、当委員会に付託されました案件の審査の経過と結果について御報告申し上げます。教育厚生常任委員長報告といたします。

議長（近岡義治君） 次に、総務常任委員長 岡野 茂君。

〔総務常任委員長 岡野 茂君 登壇〕

総務常任委員長（岡野 茂君） 委員長報告。

今定例会において当委員会に付託されました案件について、去る3月15日に総務常任委員会を開催し、町執行部及び関係職員の出席を求めて審査をいたしましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、審査付託表のとおりであります。

町当局から細部にわたる説明を受け、各議案を慎重に審査した結果、議案20件、報告1件は原案のとおり可決または承認すべきものと決定いたしました。

なお、審査の過程において、委託契約においては内容・期間を精査し、適正な執行に努められたい、積算能力の向上など、職員の研さんに努められたい、ケーブルテレビの活用方法の多様性を模索し、魅力ある運用と加入率の向上を図られたいとの意見が出されました。

最後に、当委員会では、所管事務調査のため閉会中の継続審査について議長に報告し、本会議において議決を願うことで委員各位の了承をいただいたこともあわせて御報告いたします。

以上、当委員会に付託されました案件の審査の経過と結果について御報告申し上げましたが、議員各位におかれましては、当委員会同様の御決議を賜りますようお願いを申し上げます。総務常任委員長報告といたします。

議長（近岡義治君） 以上で委員長報告は終わりました。

委員長報告に対する質疑

議長（近岡義治君） 次に、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」という声あり〕

議長（近岡義治君） 質疑がないようですので、これで委員長報告に対する質疑を終わります。

討 論

議長（近岡義治君） これから、議案全般にわたっての討論を行います。討論はありますか。

12番 小島昌治君。

〔12番 小島昌治君 登壇〕

12番（小島昌治君） 私は日本共産党を代表して、平成19年度第1回宝達志水町議会に上程された議案についての討論を行います。

反対する議案は、議案第2号 平成19年度一般会計予算案、議案第3号 国民健康保険特別会計予算案、議案第4号 老人保健特別会計予算案、議案第5号 介護保険特別会計予算案、議案第7号 ケーブルテレビ事業特別会計予算案、議案第8号、9号の上下水道

事業会計予算案、議案第18号、19号、20号の給与改正条例案、議案第24号 手数料条例改正案、議案第28号 総合計画基本構想案、議案第31号 バックアップ条例改正案、そして議案第35号 国民健康保険条例改正案、議案第41号 志雄病院設置条例改正案の15議案に反対し、その他の25議案 2 報告に賛成及び承認いたします。

議案についての討論をする前に、町民の安全についての訴えをしなければなりません。それは、北陸電力が志賀原発 1 号機で1999年の定期検査中に起きた臨界事故を隠していたことがこの 3 月定例議会中に明らかになったことであります。操作のミスで核反応が継続する臨界状態になったのに安全装置が作動せず、約15分にわたって原子炉の運転がコントロールできなくなっていたのであります。試験中の操作ミスで原子炉が暴走し、過酷事故に至った1986年の旧ソ連チェルノブイリ原発事故を想起させるものであります。

志賀原発のこの事故の 2 カ月後には 2 号機の増設があり、そのために事故を隠したとすれば極めて悪質であります。北陸電力は事故の原因、隠ぺいの動機と経過、責任の所在を明らかにすべきであります。そして不正の根を絶つために、信頼できない当事者任せでなく、第三者による徹底した調査を求めます。同時に、事故が起きたのは真夜中とはいえ国による定期検査の最中であり、中央制御室で警報が鳴り響くような事故なのに電力会社から報告があるまで把握できずにくたというのが国の原子力行政の実態であります。これは石川県の行政が志賀原発の危険区域を立地場所から科学的根拠もなしに10キロ圏内と定めていることにも通じるものがあります。国も県も住民の安全を確保する原子力行政になっていないことが厳しく問われているということを指摘するものであります。

さて、議案についての総括的な討論に入ります。一般質問でも指摘しましたが、町の財政を深刻なところに追い込んできた原因の 1 番目は、1990年の日米構造協議での対米公約、10年間で430兆円の公共事業路線を国の政府が主張し、それを背景にして公共事業増大路線に同調していきました。そして1994年のバブル崩壊後の景気対策として自民党政府が打ち出した公共事業費のさらなる増大路線、福祉や教育予算を激減させる逆立ち政治に町も同調し、借金をウナギ登りにふやしていったことであります。

その中で、例えば一般質問でも指摘しましたが、旧押水地域の車の通らない10億円道路や米出インターのフルインター化、加えて当時の旧押水町が約10億円で業者に売った免田用地を約12億円で買い戻す債務負担行為を議会で賛成多数で承認してきたことなどによるものではないでしょうか。旧押水町の性質別歳出に占める投資的経費が40%を超える年度があるなど、自民党政治に合わせて公共事業に偏重していったツケが町財政をここまで深

刻なところまで追い込んできたのではないのでしょうか。

2点目は、いわゆる小泉構造改革による三位一体改革の影響であります。国の責任放棄につながる教育や福祉の補助、負担金の削減、廃止。加えて段階補正の縮小など、地方交付税の一方的削減であります。宝達志水町でも億単位の規模で交付税が削減されました。まさに自民党、公明党政治に町行政と議会が賛成多数で従ってきたから、町の財政はこんな深刻なところまで追い込んできたのではないのでしょうか。ここから教訓を導く必要が求められています。ところが、集中改革プランで町民の暮らしにかかわる身近な予算を削るといのは本末転倒であります。小中学校費で消耗品費や修繕費が3分の1から3分の2カットされ、押水中学校の備品購入費がゼロになるなど、教育へのしわ寄せは許せません。また、食育が強調されているときに、食物アレルギーの児童の給食を家庭からの弁当に頼らざるを得ないのは、調理部門の民間委託が原因ではないのでしょうか。民間委託前にはアレルギーに対して対応できていたことであります。また、子供たちの給食の味への評判も以前ほどよくありません。子供たちの給食の1食当たり40円を削減するために導入した調理部門の民間委託を一刻も早く断念することを強く求めるものであります。また高齢者福祉費で寝具洗濯乾燥サービス事業など、町民負担をふやすなど高齢者家庭へのしわ寄せも許せません。また貧困と格差が広がり、町税の滞納もふえていきます。そのときに町民宅を訪問し、税の意義を説き、暮らしの相談にも乗り、納税計画を指導してくる人員が一昨年度と比較し削減されています。住民サービスの大事な人員をふやすことを進言するものであります。

一方、財政が厳しいと言いながら、この議会の常任委員会ごとに議会と執行部が税金で飲み食いすることは町民の納得が得られません。同時に計画も立てられていない議会費内の特別旅費や議長会の視察旅行など、議会内のむだ予算を削減することが求められています。

今、一般質問でも指摘したことですが、子供たちの就学援助の件数がふえています。今後もっとふえるでしょう。援助申請の積極的で丁寧な対応を求めるものであります。

また、宝達志水町の全世帯の約4分の1の1,025世帯以上が1年間の所得が33万円以下であることが明らかになっています。この33万円から税金を払い、介護保険料などの公共料金を払うなど、大変な状況は明らかです。この方々が安心して暮らせる宝達志水町をつくるのが行政にも議会にも一層強く求められています。

また、カーボンニュートラルという言葉があるように、二酸化炭素を出さない経済活動

が求められています。地球温暖化防止のためには必要なことです。今回町が1億円以内で支援しようという木質バイオマスの施設は、近くの山林から木材がすべて供給されるなら理論的に正しい施設であります。ところが、材木が足りないので遠くから材木を車で運んだり、住民の理解が十分得られないから水を車で運んだりすることによって生ずる窒素化合物や二酸化炭素は地球環境を悪くします。木質バイオマスの目的そのものを逆のものに転化させるのではないのでしょうか。ここへの今年度の5,000万円を超える支出を断念することを求めます。

また、その他の議案で町民負担がふえる議案に反対します。

また、給与に関する条例案についてですが、常勤の特別職の給与を条例で削減するのを続けているのは異常です。また、国家公務員との給与比較でいえば、県内で最下位ランクに位置する我が町の職員の給与削減は納得できません。

最後に、格差と貧困が政治によって広がっています。本来税金は格差を是正させるべく所得の再分配に位置づけられるものであります。ところが、税制が格差を広げている異常さがあります。また労働者の常勤雇用が非常勤雇用に法律によって変えられています。それにより、若者の中でワーキングプアなどの言葉であらわされるような、どれだけ働いても生活保護基準以下の状態に陥らされています。こういうとき町民から求められているのは、町民負担の軽減です。町民負託にこたえるのが行政であり議会です。一層の町民負担の軽減を進めることを強く求め、討論を終わるものであります。

議長（近岡義治君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」という声あり〕

議長（近岡義治君） 討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

採 決

議長（近岡義治君） これより採決に入ります。

議案第2号 平成19年度宝達志水町一般会計予算から議案第5号 平成19年度宝達志水町介護保険特別会計予算までの議案4件を一括して採決します。

この表決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告はいずれも可決です。議案第2号から議案第5号までの議案4件は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（近岡義治君） 起立多数です。よって、議案第2号から議案第5号までの議案4件は委員長の報告のとおり可決されました。

議長（近岡義治君） 次に、議案第6号 平成19年度宝達志水町国民健康保険直営診療所特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第6号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

議長（近岡義治君） 御異議なしと認めます。よって、議案第6号は委員長報告のとおり可決されました。

議長（近岡義治君） 次に、議案第7号 平成19年度宝達志水町ケーブルテレビ事業特別会計予算から議案第9号 平成19年度宝達志水町下水道事業会計予算までの議案3件を一括して採決します。

この表決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告はいずれも可決です。議案第7号から議案第9号までの議案3件は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（近岡義治君） 起立多数です。よって、議案第7号から議案第9号までの議案3件は委員長報告のとおり可決されました。

議長（近岡義治君） 次に、議案第10号 平成19年度国民健康保険志雄病院事業会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第10号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

議長（近岡義治君） 御異議なしと認めます。よって、議案第10号は委員長報告のとおり可決されました。

議長（近岡義治君） 次に、議案第11号 平成18年度宝達志水町一般会計補正予算（第

6号)から議案第17号 平成18年度宝達志水町下水道事業会計補正予算(第3号)までの議案7件を一括して採決します。

本案に対する委員長の報告はいずれも可決です。議案第11号から議案第17号までの議案7件は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

議長(近岡義治君) 御異議なしと認めます。よって、議案第11号から議案第17号までの議案7件は委員長報告のとおり可決されました。

議長(近岡義治君) 次に、議案第18号 宝達志水町常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてから議案第20号 宝達志水町一般職の職員の給与の特例に関する条例についてまでの議案3件を一括して採決します。

この表決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告はいずれも可決です。議案第18号から議案第20号までの議案3件は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長(近岡義治君) 起立多数です。よって、議案第18号から議案第20号までの議案3件は委員長の報告のとおり可決されました。

議長(近岡義治君) 次に、議案第21号 宝達志水町副町長の定数を定める条例についてから議案第23号 宝達志水町公共施設統廃合検討委員会設置条例についてまでの議案3件を一括して採決します。

本案に対する委員長の報告はいずれも可決です。議案第21号から議案第23号までの議案3件は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

議長(近岡義治君) 御異議なしと認めます。よって、議案第21号から議案第23号までの議案3件は委員長報告のとおり可決されました。

議長(近岡義治君) 次に、議案第24号 宝達志水町手数料条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この表決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第24号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（近岡義治君） 起立多数です。よって、議案第24号は委員長報告のとおり可決されました。

議長（近岡義治君） 次に、議案第25号 羽咋郡市広域圏事務組合規約の変更についてから議案第27号 石川県市町村職員退職手当組合規約の変更についてまでの議案3件を一括して採決します。

本案に対する委員長の報告はいずれも可決です。議案第25号から議案第27号までの議案3件は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

議長（近岡義治君） 御異議なしと認めます。よって、議案第25号から議案第27号までの議案3件は委員長報告のとおり可決されました。

議長（近岡義治君） 次に、議案第28号 第1次宝達志水町総合計画基本構想についてを採決します。

この表決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第28号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（近岡義治君） 起立多数です。よって、議案第28号は委員長報告のとおり可決されました。

議長（近岡義治君） 次に、議案第29号 宝達志水町ケーブルテレビ事業特別会計条例について及び議案第30号 宝達志水町ケーブルテレビ施設整備基金条例の一部を改正する条例についての議案2件を一括して採決します。

両案に対する委員長の報告はいずれも可決です。議案第29号及び議案第30号の議案2件は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

議長（近岡義治君） 御異議なしと認めます。よって、議案第29号及び議案第30号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長（近岡義治君） 次に、議案第31号 宝達志水町若者等バックアップ条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この表決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第31号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（近岡義治君） 起立多数です。よって、議案第31号は委員長報告のとおり可決されました。

議長（近岡義治君） 次に、議案第32号 宝達志水町環境保全条例についてから議案第34号 石川縣市町村消防団員等公務災害補償等組合規約の変更についてまでの議案3件を一括して採決します。

本案に対する委員長の報告はいずれも可決です。議案第32号から議案第34号までの議案3件は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

議長（近岡義治君） 御異議なしと認めます。よって、議案第32号から議案第34号までの議案3件は委員長報告のとおり可決されました。

議長（近岡義治君） 次に、議案第35号 宝達志水町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この表決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第30号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（近岡義治君） 起立多数です。よって、議案第35号は委員長報告のとおり可決されました。

議長（近岡義治君） 次に、議案第36号 子浦川水防事務組合理約の変更についてから議案第40号 宝達志水町下水道等関連事業経営安定化基金条例を廃止する条例についての議案5件を一括して採決します。

本案に対する委員長の報告はいずれも可決です。議案第36号から議案第40号までの議案5件は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

議長（近岡義治君） 御異議なしと認めます。よって、議案第36号から議案第40号までの議案5件は委員長報告のとおり可決されました。

議長（近岡義治君） 次に、議案第41号 宝達志水町国民健康保険志雄病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この表決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第41号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（近岡義治君） 起立多数です。よって、議案第41号は委員長報告のとおり可決されました。

議長（近岡義治君） 次に、報告第2号 専決処分の報告について、専決第1号 平成18年度宝達志水町一般会計補正予算（第5号）及び報告第3号 専決処分の報告について、専決第2号 平成18年度宝達志水町水道事業会計補正予算（第1号）を一括して採決します。

両案に対する委員長の報告はいずれも原案承認です。

報告第2号及び報告第3号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

議長（近岡義治君） 御異議なしと認めます。よって、報告第2号及び報告第3号は委員長の報告のとおり原案承認されました。

日程の追加

議長（近岡義治君） お諮りします。ただいま諮問1件、石川県後期高齢者医療広域連

合議会議員の選挙の件及び議会改革検討特別委員会設置及び同委員の選任の件が提出されました。この際、これを日程に追加し、直ちに議題にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

議長（近岡義治君） 御異議ないものと認めます。したがって、この際、これを日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

追加日程を書記に配付させます。

〔追加日程配付〕

町長提出議案の上程・説明

議長（近岡義治君） 提出者の提案理由の説明を求めます。

町長 中野茂一君。

〔町長 中野茂一君 登壇〕

町長（中野茂一君） ただいま提出案件すべてにつき御決議、可決賜りましたことに對し厚くお礼申し上げます。

追加の提案理由に入る前に、一言皆さん方にお話を申し上げたいと思います。

今回の志賀原発第1号機の事故隠しの件についてでございます。原発に対する我々地域住民の信頼を根底から覆す大変大きな出来事であります。到底私どもとして許すことができないものでございます。早急にその内容を十分に聴取し、羽咋市、そして羽咋郡市広域圏とともに嚴重に抗議を行いたいと考えておりますので、議員各位にもよろしくお願い申し上げます。

早速でございますが、追加提案について御説明を申し上げたいと思います。

追加提案につきましては、諮問第1号でございます。人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてであります。人権擁護委員の太田他家男氏の任期がこの3月31日で満了となりますことから、新たに宝達志水町免田2部24番地1、中西輝一郎氏を人権擁護委員として法務大臣に推薦いたしたく、議会の意見を求めるものであります。何とぞ慎重なる御審議の上、適切なる御意見を賜りますようお願い申し上げます、簡単ではございますけれども提案理由の説明とさせていただきます。

採 決

議長（近岡義治君） 提出者の提案理由の説明は終わりました。

お諮りします。諮問第1号は人事案件につき、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

議長（近岡義治君） 御異議なしと認めます。したがって、諮問第1号は質疑、討論を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

それでは諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

議長（近岡義治君） 御異議なしと認めます。したがって、諮問第1号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

石川県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

議長（近岡義治君） 次に、追加日程第5 石川県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

選挙すべき議員の数は1人であります。選挙は投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

〔議会書記 議場閉鎖〕

議長（近岡義治君） ただいまの出席議員は14名であります。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に10番 中川信夫君、11番 金田之治君を指名します。

投票用紙を配ります。

〔議会書記 投票用紙を配付〕

議長（近岡義治君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」という声あり〕

議長（近岡義治君） 配付漏れなしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

投票箱を点検します。

〔議会書記 投票箱を開放〕

〔議長で投票箱の中の空虚を確認〕

議長（近岡義治君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と指名を申し上げますので、順次投票願います。

〔事務局長 点呼〕

〔1番議員から14番議員まで点呼 順次投票〕

議長（近岡義治君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」という声あり〕

議長（近岡義治君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

これより開票を行います。

中川信夫君及び金田之治君、開票の立ち会いをお願いします。

〔議会書記 開票〕

〔立会人は、投票総数 有効投票及び無効投票数を確認〕

〔立会人は、有効投票中の獲得票数を確認〕

議長（近岡義治君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数14票、有効投票14票、無効投票ゼロ票です。

有効投票のうち、林 一郎君13票、小島昌治君1票。以上のとおりです。したがって、林 一郎君が石川県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

〔議会書記 議場の開鎖〕

議長（近岡義治君） ただいま当選されました林 一郎君が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。

宝達志水町議会改革検討特別委員会設置及び同委員の選任

議長（近岡義治君） 次に、追加日程第6 宝達志水町議会改革検討特別委員会設置及び同委員の選任についてを議題とします。

お諮りします。本町議会をより活性化し、もって町民の負託にこたえることを目的として今後の議会のあり方全般について積極的な改善に努めるため、6名の委員で構成する議

会改革検討特別委員会を設置し、調査終了まで閉会中も継続調査することにいたしたいと思いを。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

議長（近岡義治君） 御異議ないものと認めます。よって、6名の委員で構成する議会改革検討特別委員会を設置し、調査終了まで閉会中も継続調査することに決定いたしました。

お諮りします。ただいま設置されました議会改革検討特別委員会委員の選任につきましては、委員会条例第7条第1項の規定によりお手元に配付しました名簿のとおり指名したいと思いを。これに御異議ありませんか。

〔「異議あり」という声あり〕

議長（近岡義治君） 御異議がありますので、起立により採決いたします。

ただいまお手元に配付しました名簿のとおり指名することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（近岡義治君） 起立多数です。よって、ただいま指名いたしましたとおり選任することに決定いたしました。

ここで委員長及び副委員長の互選のため暫時休憩します。

午後4時08分休憩

午後4時12分再開

議長（近岡義治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの休憩中に議会改革検討特別委員会が開催され、委員会条例第8条第1項及び第2項の規定により、委員長及び副委員長が互選されましたので御報告いたします。

議会改革検討特別委員会の委員長、中谷浩之君、副委員長、岡野 茂君、以上のとおりであります。

各委員会の閉会中の継続調査申し出について

議長（近岡義治君） 次に、各委員会の閉会中の継続調査申し出についてを議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、議会議事規則第75条の規定によって、各委員会の所管事務及び所掌事務調査のため、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。各常任委員長及び議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調

査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

議長（近岡義治君） 御異議なしと認めます。したがって、各常任委員長及び議会運営委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

閉議・閉会

議長（近岡義治君） 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

平成19年第1回定例会を閉会します。

どうも御苦労さまでございました。

午後4時14分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 近 岡 義 治

署名議員 守 田 幸 則

署名議員 北 本 俊 一